第５章　消防用設備等の技術上の基準の付加

（消火器に関する基準）

第３６条　令第１０条第１項に定めるもののほか、令別表第１⑯項に掲げる防火対象物のうち、同表⑶項から⑹項まで、⑼項又は⑿項から⒂項までの用途に供する部分を有するもので、延べ面積が１５０平方メートル以上のものには、各用途に供する部分ごとに消火器を１個以上設けなければならない。

２　令別表第１各項に掲げる防火対象物に次の各号に掲げる場所があるときは、当該場所に消火器を１個以上設けなければならない。

⑴　火花を生じる設備のある場所

⑵　変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備のある場所

⑶　鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

⑷　核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所

⑸　屋上に設ける遊技施設又は飲食店等の用途に供する場所

３　前２項の規定により設ける消火器は、これらの規定に規定する用途に供する部分又は場所の各部分から１の消火器に至る歩行距離が２０メートル以下となるように配置しなければならない。

４　第１項又は第２項の規定により設ける消火器は、令第１０条第２項並びに規則第９条及び第１１条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第１０条に定めるもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

１　第１項の規定は、政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物で、同表⑶項から⑹項まで、⑼項及び⑿項から⒂項までの用途部分を有する防火対象物には、消火器を設けなければならないとしたものである。

「各用途に供する部分ごと」とは、政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物を構成する各用途（政令別表第１各項に掲げる防火対象物の用途のみならず、一般住宅をも含む。）に供する部分ごとをいう。

各部分から１の消火器に歩行距離が２０メートル以下となるように設置する。

なお、規則第６条による能力単位及び階ごとを考慮して指導することが望ましい。

具体的な例を示すと、次のようになる。

<table>
<tr><td>５階</td><td colspan="3">一　般　住　宅</td><td>１個以上</td><td></td></tr>
<tr><td>４階</td><td colspan="2">⒂項</td><td colspan="2">⑺項</td><td>２個以上</td><td></td></tr>
<tr><td>３階</td><td>⒂項</td><td colspan="2">⑹項イ</td><td>⑿項イ</td><td>３個以上</td><td></td></tr>
<tr><td>２階</td><td colspan="2">⒂項</td><td colspan="2">⒂項</td><td>１個以上</td><td></td></tr>
<tr><td>１階</td><td>⑶項ロ</td><td colspan="2">⑷項</td><td>⑷項</td><td>２個以上</td><td>ＧＬ</td></tr>
</table>

２　第２項の規定は、政令別表第１に掲げる防火対象物の出火危険等が存する場所について、初期消火の必要性に着目し、消火器を設けさせようとするものである。

本項第１号、第４号及び第５号の規定は、政令別表第１に掲げる防火対象物に前記各号に掲げる場所があるときは、当該場所に消火器を１個以上設けなければならないと規定しており、この場合に、前記各号に掲げる場所が存する防火対象物又はその部分が政令第１０条第１項の規定の適用を受ける防火対象物又はその部分であるかどうかを考慮する必要はない。

しかし、本項第２号及び第３号の規定は、政令第１０条第１項の規定の適用を受ける防火対象物又はその部分に本項第２号及び第３号に掲げる場所が存する場合、当該場所に対して既に省令の設置及び維持に関する技術上の基準の適用があることから、当該場所又はその付近に消火器を配置するよう指導すること。

３　第２項第１号

「火花を生じる設備のある場所」とは、第１１条に規定するグラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は粉じんを放出する設備のある場所をいう。

４　第２項第２号

「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、高圧（交流にあっては600Ｖ、直流にあっては750Ｖを超え、7，000Ｖ以下の電圧をいう。）又は特別高圧（7，000Ｖを超える電圧をいう。）で使用する電気設備（移動式のものを含む。）で、次に掲げるものをいう。

①　変圧器（１基の容量が５ｋＶＡ以上）

②　配電盤（壁等に取り付けた分電盤の類を除く。）

③　発電機、電動機

④　溶接器（１基の容量が５ｋＶＡ以上）

⑤　赤外線による乾燥設備

⑥　整流器（１基の容量が５ｋＶＡ以上）

⑦　電熱器（１基の出力が５ｋＷ以上）

⑧　静電塗装設備

⑨　静電気植毛設備

⑩　リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等の電気設備

なお、電気設備のある場所に消火器を設置する場合の運用は次によること。

⑴　限界容量に達しないものが多く設置してあっても、適用しない。

⑵　限界容量以上のものが２以上設置してある場合は、その数に関係なく、当該電気設備のある場所の床面積100㎡以下ごとに、１個以上として適用する。

５　第２項第３号

「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものが設置されている場所をいう。

⑴　熱風炉

⑵　１基の据え付け面積が２㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

⑶　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

⑷　金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機等で、入力の合計が350ｋＷ以上のもの

６　第２項第４号

「核燃料物質」とは、原子力基本法第３条第２号及び核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規制に関する法律施行令第１条第１号から第６号までに掲げる物質をいい、**「放射性同位元素」**とは、原子力基本法第３条第５号及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項並びに同法施行令第１条に掲げる放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が文部科学大臣が定める数量及び濃度を超えるものをいう。

（大型消火器に関する基準）

第３７条　令第１０条第１項に定めるもののほか、令別表第１各項に掲げる防火対象物に次の各号に掲げる場所があるときは、当該場所に大型消火器を１個以上設けなければならない。

⑴　油入機器または乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所

⑵　全出力５００キロワット以上の高圧変電設備のある場所

⑶　全出力５００キロワット以上の発電設備のある場所

２　前項の規定により設ける大型消火器は、令第１０条第２項並びに規則第７条、第８条第３項、第９条及び第１１条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令別表第１に掲げる防火対象物において、一定の変電設備又は発電設備が存する場所に対する大型消火器の規定である。

１　第１項第１号

「特別高圧変電設備」とは、使用電圧が7，000Ｖを超えるものをいう。また、第２号及び第３号の「全出力」の算定方法については、第１２条第１項の【解釈及び運用】を参照すること。

なお、第１２条第１項第３号（ただし書きの場合は除く。）により区画された場所に設ける変電設備及び発電設備については、区画された部分ごとにそれぞれ別の場所にあるものとして適用する。

２　第２項

「規則第７条、第８条第３項、第９条及び第１１条の規定の例」のうち、規則第７条の規定の例とは、大型消火器を能力単位の数値に関係なく、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が30ｍ以下となるように設けなければならないことをいう。また、第８条第３項の規定の例とは、本条の規定を適用する場所に、不活性ガス消火設備、粉末消火設備等を法令に基づいて設置した場合は、これらの消火設備の有効範囲内の部分については大型消火器を設置しなくてもよいことをいう。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第３８条　令第１１条第１項及び第２項に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

⑴　令別表第１⑯項に掲げる防火対象物で、延べ面積が１，０００平方メートル以上のもの

⑵　令別表第１に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が５以上のもの。ただし、特定主要構造部（建築基準法第２条第９号の２イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、又は主要構造部（同条第５号に規定する主要構造部をいう。）が不燃材料で造られているもの（耐火構造を除く。）で、５階以上の部分の床面積の合計が１００平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、５階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、２００平方メートル）以下のもの及び特定主要構造部を耐火構造とし、５階以上の部分が床面積の合計１００平方メートル（当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては、２００平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

２　前項第１号の規定の適用については、延べ面積の数値は、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては、当該数値の３倍の数値とし、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては、当該数値の２倍の数値とする。

３　前２項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第８条、第１１条第３項及び第４項並びに規則第１１条の２及び１２条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

４　第１項及び第２項又は令第１１条第１項（第４号を除く。）及び第２項の規定により設ける屋内消火栓設備には、屋上に１以上の放水口を設けなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第１１条に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準を規定したものである。

１　第１項第１号の規定は、複合用途の防火対象物に係る基準である。

なお、本号の規定の適用については、第２項に当該防火対象物の構造、内装による倍読み規定が設けられていることから、設置基準対象は次のとおりとなる。

⑴　特定主要構造部※を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井がない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が3，000㎡以上のもの

※「**特定主要構造部**」とは、建築基準法第２条第９号の２で定める耐火建築物の主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第１０８条の３で定める部分以外の部分を指す。

⑵　特定主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料以外の材料で施工したもの、又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当し、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料で施工したもので、延べ面積が2，000㎡以上のもの

⑶　前⑴、⑵以外の構造又は施工方法によったもので、延べ面積が1，000㎡以上のもの

2　第１項第２号の規定は、政令別表第１各項に該当する防火対象物で、地階を除く階数が５以上のものに対する屋内消火栓設備の設置基準である。ただし、当該防火対象物の構造、５階以上の階の床面積の規模又は内装等が次に掲げる各号のいずれかに適合する場合は除かれる。

なお、５階以上の部分に⑶及び⑷を適用する部分が混在していても差し支えないものとする。

⑴　特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部が不燃材料で造られているもので、５階以上の部分の床面積の合計が100㎡以下のもの

⑵　特定主要構造部を耐火構造とし、５階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工したもので、当該部分の床面積の合計が200㎡以下のもの

⑶　特定主要構造部を耐火構造とし、５階以上の床面積の合計が100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備である防火戸で区画されているもの

⑷　特定主要構造部を耐火構造とし、５階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工した部分を200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備である防火戸で区画されているもの

3　第４項

「屋上に１以上の放水口を設けなければならない」とは、屋内消火栓設備を設置する防火対象物の屋上に機能を点検する際の放水テスト用及び自衛消防隊等の行う放水訓練用として放水口を設けなければならないという規定であるが、屋上のない防火対象物又は放水テスト等が他の方法で十分にできる防火対象物については設けないことができる。

なお、放水口には放水テスト用として予備ホースを設けるよう指導すること。

（スプリンクラー設備に関する基準）

第３９条　令第１２条第１項に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物の階又は部分には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

⑴　令別表第１⑿項ロに掲げる防火対象物及び小規模特定用途複合防火対象物（同表⑿項ロに掲げる防火対象物の用途に供する部分が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であるものに限る。）の階で、規則第１３条第２項各号に掲げる部分以外の部分床面積が、地階又は無窓階（建築物の地上階のうち規則第５条の５に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）にあっては５００平方メートル以上、その他の階にあっては１，０００平方メートル以上のもの

⑵　令別表第１⑸項ロ、⑺項、⑻項及び⑿項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、規則第１３条第２項各号に掲げる部分以外の部分の床面積が２，０００平方メートル以上のもの

⑶　令別表第１⒃項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表⑸項ロ、⑺項、⑻項及び⑿項に掲げる用途に供する部分（規則第１３条第２項各号に掲げる部分を除く。）の床面積の合計が２，０００平方メートル以上のもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、令別表第１に掲げる防火対象物の高さが３１メートルを超える部分

２　前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　スプリンクラーヘッドは、前項各号に掲げる防火対象物の規則第１３条第２項各号に掲げる部分以外の部分（令別表第１⑸項又は⑹項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、規則第１３条の３第１項に規定する小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドがそれぞれ同条第２項又は第３項の規定の例により設置されているものを除く。）の天井（天井がない場合にあっては、屋根の下面。以下この項において同じ。）又は小屋裏に、次に定めるところにより、設けなければならない。

ア　前項第１号に掲げる防火対象物の階に設ける場合は、開放型スプリンクラーヘッドとし、天井又は小屋裏の各部分から１のスプリンクラーヘッドまでの水平距離（以下この号において「水平距離」という。）が１．７メートル以下となるように設けること。

イ　前項第２号から第４号までに掲げる防火対象物の階又は部分に設ける場合は、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第１３条の２第１項に規定する標準型ヘッドとし、耐火建築物（建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）にあっては水平距離が２．３メートル（高感度型ヘッド（令第１２条第２項第２号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下同じ。）にあっては、当該ヘッドの有効散水半径に１メートルを乗じた距離）以下、耐火建築物以外の建築物にあっては水平距離が２．１メートル（高感度型ヘッドにあっては、当該ヘッドの有効散水半径に０．９メートルを乗じた距離）以下となるように設けること。

⑵　前項第２号から第４号までに掲げる防火対象物の階又は部分のうち、次に掲げる部分には、前号イの規定にかかわらず、規則第１３条の４第２項に規定する放水型ヘッド等を同条第３項の規定の例により設けること。

ア　次のいずれかの部分のうち、床面から天井までの高さが６メートルを超える部分

⑺　指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う部分

(ｲ) 令別表第１(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（通路、階段その他これらに類する部分を除く。）

イ　ア以外の部分であって、床面から天井までの高さが１０メートルを超える部分

３　前項に規定するもののほか、第１項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第８条、第１２条第２項（第２号を除く。）及び第３項並びに規則第１３条の２第４項、第１４条及び第１５条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第１２条に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

１　第１項第４号

「高さが３１メートルを超える部分」とは、高さが３１メートルを超える部分が存する階をいうものであり、次の図のように、「高さが３１メートルを超える部分が存する階」があったときは、当該階より上のすべての部分をスプリンクラー設備の設置対象とすること。

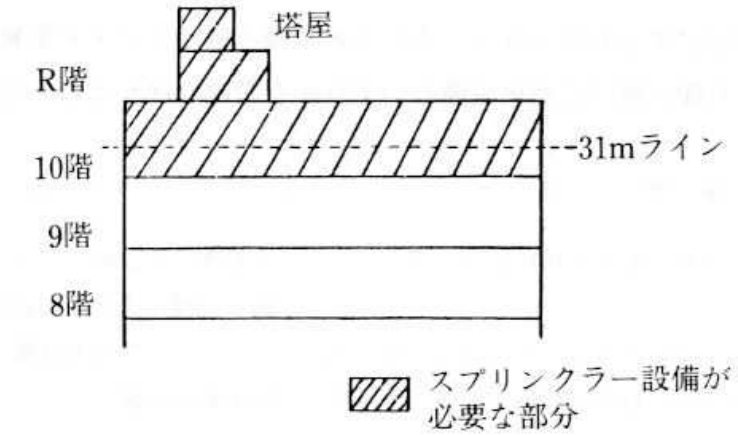

なお、次の図のように、階数に算入される最上階の天井（天井がない場合は、屋根）が31m以下であるときは、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

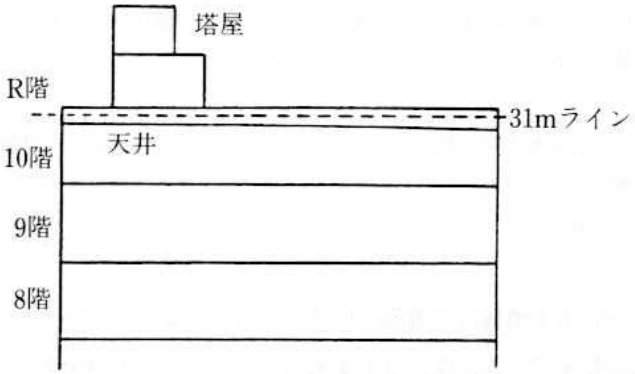

２　第２項第２号の規定により、開放型スプリンクラーヘッドを設けなければならない政令別表第１(12)項ロの対象物の階にあっても取付け面の高さが８ｍ未満の部分に設けるものにあっては閉鎖型のものとすることができる。

３　第１項各号に規定により設けるスプリンクラー設備の水源水量及び放水性能の算定に必要なスプリンクラーヘッドの個数の算出方法は、いずれも次に掲げる個数（設置個数が該当個数に満たないときは、当該設置個数）とする。

⑴　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合

ア　ヘッドの算出個数を１０個（高感度型ヘッドを用いるものにあっては、８個）とするもの

第１項第１号（取付け面の高さが８ｍ未満のものに限る。イにおいて同じ。）第２号又は第３号に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が１０以下であるものの階

イ　ヘッドの算出個数を１５個（高感度型ヘッドを用いるものにあっては、１２個）とするもの

第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が１１以上であるものの階、若しくは第１項第４号に掲げる部分

⑵　開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合

第１項第１号に掲げる防火対象物の階の最大の放水区域に設置されるヘッドの個数

４　第２項第２号

本号は、防火対象物の高天井の部分（アトリウム等の大規模な吹抜け空間）等には、当該部分の警戒、防護に適した放水型ヘッド等を設けることを規定したもので、対象となるのは第１項第２号から４号までに掲げる防火対象物の部分で、第２項第２号ア又はイに規定する高天井の部分である。

ただし、高天井部分において火気の使用がなく、かつ、多量の可燃物が存しない場合で、その床面積が概ね50㎡未満であるもの又は当該部分の用途が体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類するもので壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされているものにあっては、条例第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

なお、本号の放水型ヘッド等を設置する場合の水源水量は、設置する放水型ヘッド等の性能に応じて、放水区域の消火を有効に行うことができる量として消防庁長官が定めるところ（「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」平成８年消防庁告示第６号）により算出して得た量とすること。

（水噴霧消火設備等に関する基準）

第４０条　令第１３条第１項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる防火対象物の部分には、それぞれ同表の右欄に掲げる消火設備のいずれかを設けなければならない。

防火対象物の部分	消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物の駐車の用に供する部分で、次の各号に掲げるもの ⑴　当該部分の床面積の合計が７００平方メートル以上であるもの（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。） ⑵　吹き抜け部分を共有するもので、２階以上の階の当該部分の床面積の合計が２００平方メートル以上であるもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物の冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分で、その床面積の合計が５００平方メートル以上であるもの	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備
令別表第１に掲げる防火対象物の常時無人である部分（当該防火対象物が存する同一敷地内に常時人がいるものを除く。）で、変電設備（油入機器が屋内に設けられているものに限る。）が設けられているもの	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備で、移動式でないもの

２　前項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第８条及び第１４条から第１８条まで並びに規則第１７条から第２１条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第１３条に規定するもののほか、水噴霧消火設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

１　第１項の表第１欄左欄

「駐車の用に供する部分」とは、主として自動車を駐車する部分のほか、これに接する駐車場内の車路、駐車場に至る傾斜路、進入路等駐車する部分が存しないものを含む。

２　第１項の表第１欄左欄第１号の規定は、政令第１３条第１項の表第６欄第１号の規定が階規制であることの矛盾をある程度解消することが目的で設けられた規定であり、１の防火対象物に複数の駐車の用に供する部分が存する場合に、当該部分の床面積の合計が700㎡以上あれば水噴霧消火設備等を設置しなければならない。

しかし、例えば一の防火対象物に存する二の駐車場が相互に隔った位置にあって、いずれの駐車場から出火してもお互いに延焼拡大危険がなく、それぞれ独立した駐車場として規制することで十分こと足りる場合にあっては、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

なお、括弧書きの**「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のもの」**とは、自動車が横一列に並んで収容される車庫のように、運転する者がいればそれぞれの車が同時に屋外に出られるものをいうが、二列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えない。

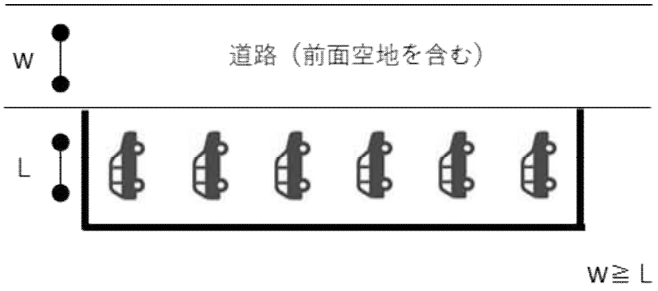

3　第１項の表第１欄左欄第２号

「吹き抜け部分を共有するもので、２以上の階」とは、例図のように主として昇降機によって車両を２以上の階（地上階、地下階を問わない。）にわたって昇降させるものをいう。

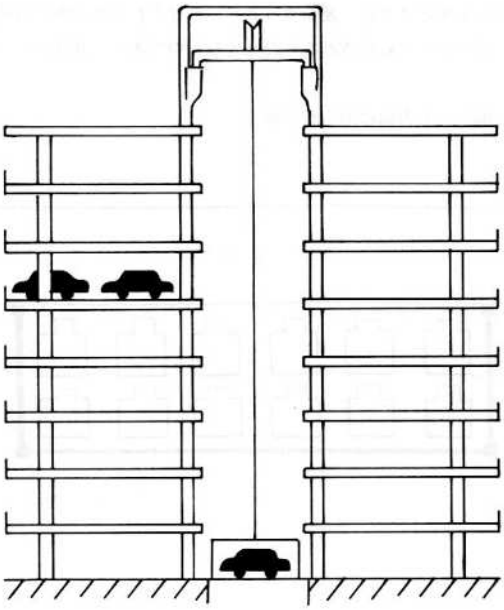

4　第１項の表第２欄左欄

「冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分」とは、水による消火設備を設置することが凍結等の問題で技術的に困難な場所を規制の対象としていることから、室温の設定を必要とする部分に限られ、冷蔵室については、常時10℃以下に保たれるものを本項の対象とする。

なお、当該部分に設ける不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の運用は次のとおりとする。

⑴　設置する場合の方式は、全域放出方式とする。

⑵　床面積が500㎡未満の冷凍室又は冷蔵室であっても、合計500㎡以上であれば不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設置しなければならないが、状況により、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

5　第１項の表第３欄左欄

「常時無人である」とは、設備の操作点検等のために一時的に人が出入りする場合以外は、原則として年間を通じて無人の状態が継続することをいう。したがって、休業、休日、夜間等一時的に無人となるものは該当しない。

当該規定は、電力会社の無人変電所のように、変電設備が設けられている部分のみならず、防火対象物全体、更には同一敷地内に存するすべての防火対象物が常時無人である場合に規制の対象とするものをいう。

また、括弧書きの**「油入機器」**とは、変電設備の主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等主要な機器の全部又は一部に電気絶縁油（不燃性のものを除く。）を使用しているものをいう。

なお、第３欄右欄において移動式消火設備を除外しているのは、無人の変電設備という特異性からである。右欄各設備の移動方式は自動式とするのが通常であるが、保守等のため防火対象物内に人が立ち入る場合の人命危険を避けるため、起動操作箱には、自動・手動切替装置を設けなければならない。

（自動火災報知設備に関する基準）

第４１条　令第２１条第１項に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

⑴　次のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物の規則第２３条第４項第１号へに掲げる部分

ア　令別表第１⑿項及び⒁項に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存する階の上階に、同表⑸項ロに掲げる防火対象物の用途に供する部分が存するもので、延べ面積が３００平方メートル以上のもの（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）

イ　延べ面積が１，０００平方メートル以上のもの

⑵　令別表第１⒃ロに掲げる防火対象物で、前号ア又はイのいずれかに該当するもの

２　前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第８条、第２１条第２項及び第３項並びに規則第２３条（第４項第１号へを除く。）から第２４条の２までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２１条に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。木造の建築物で比較的出火危険が高い用途に供する部分の上階に居住施設や就寝施設が存する防火対象物について、規制を強化しているものである。第２号は、政令第２１条第１各号の規定では全館に設置を要することとなりにくい防火対象物について、規制を強化しているものである。

第４１条第１項第１号の例

小規模特定用途複合防火対象物

（１号アの例）　　延べ３００㎡以上　（６）項ロ部分は、消防法施行令で義務設置

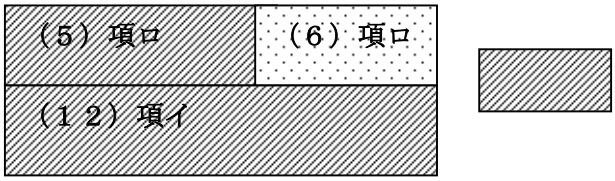

（１号イの例）　　延べ１，０００㎡以上　（５）項イ部分は、消防法施行令で義務設置

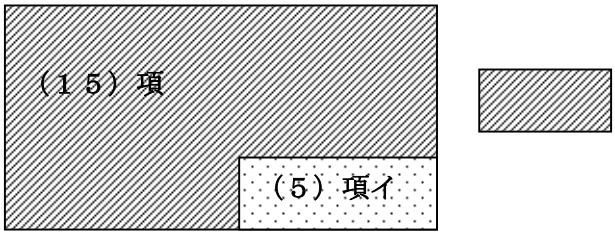

（非常警報設備に関する基準）

第４２条　令第２４条第３項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分で、地下に車両の停車場が存するものには、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備を設けなければならない。

⑴　令別表第１⑽項に掲げる防火対象物

⑵　令別表第１⒃項に掲げる防火対象物の部分で、前号に掲げる防火対象物の用途に供するもの

２　前項の規定により設ける非常警報設備は、令第２４条第４項及び第５項並びに規則第２５条の２の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２４条に規定するもののほか、非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

１　第１項本文

「地下に車両の停車場が存するもの」とは、地下鉄の駅舎のように、プラットホームそのものが地下に存するものをいい、プラットホームが地上にあって、連絡通路等が地下に存するようなものは含まない。

（避難器具に関する基準）

第４３条　令第２５条第１項に定めるもののほか、令別表第１⑴項から⑷項まで及び⑺項から⒃項までに掲げる防火対象物の６階以上の階（避難階及び１１階以上の階を除く。）で、収容人員が３０人以上のものには、避難器具を設けなければならない。 ２　前項の規定により設ける避難器具は、令第２５条第２項並びに規則第２６条及び第２７条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２５条に定めるもののほか、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

１　第１項の規定は、政令別表第１⑴項から⒃項に掲げる防火対象物（⑸項及び⑹項を除く。）の６階以上の階で、収容人員が３０人以上となる階には避難器具を設置しなければならないことを規定したものであり、収容人員の算定は省令第１条の３による算定方法により行う。

なお、本規定で避難器具を設置しなければならない防火対象物から政令別表第１⑸項及び⑹項が除かれているのは、既に政令第２５条で規定しているためである。

２　本条第１項の規定は、政令第２５条第１項の規定の適用のない避難階（建築基準法施行令第１３条第１号に規定する避難階をいう。）及び１１階以上の階については適用されない。

（客席誘導灯に関する基準）

第４４条　令第２６条第１項第３号に定めるもののほか、令別表第１⑵項イ及び⒃項イに掲げる防火対象物（同項イに掲げる防火対象物にあっては、同表⑵項に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものに限る。）には、客席誘導灯を設けなければならない。

２　前項の規定により設ける客席誘導灯は、令第２６条第２項第３号及び第４号並びに規則第２８条及び第２８条の３第４項第７号から第１１号までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２６条に定めるもののほか、客席誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準を規定したものであるが、政令別表第１⒃項イに掲げる防火対象物の部分で、同表⑵項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものについても、設置を指導すること。

（連結送水管に関する基準）

第４５条　令第２９条第１項に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

⑴　令別表第１⑵項、⑷項、⑽項、⒀項及び⒃項イに掲げる防火対象物（同項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物（同表⑽項又は⒀項に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であるものを除く。）及び同表⑴項、⑶項、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満であるものを除く。）の地階又は無窓階（１階及び２階を除く。）で、床面積が１，０００平方メートル以上のもの

⑵　令別表第１に掲げる防火対象物の屋上で、回転翼航空機の発着場又は駐車場の用途に供するもの

２　前項の規定により設ける連結送水管の放水口は、同項第１号に掲げる階又は同項第２号に掲げる屋上ごとに、そのいずれの部分からも１の放水口までの水平距離が５０メートル以下となるように設けなければならない。

３　令第２９条第１項（第３号及び第４号を除く。）の規定により連結送水管を設ける建築物には、同条第２項第１号の規定によるもののほか、その屋上に１以上の放水口を設けなければならない。

４　第１項の規定により設ける連結送水管は、第２項に規定するもののほか、令第２９条第２項第２号及び第３号並びに規則第３１条の規定の例により、前項の規定により設ける放水口は、規則第３１条の規定の例により、それぞれ設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２９条に規定するもののほか、連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。連結送水管は、政令第２９条の規定では消火活動上必要な施設として、主として高層の建築物を対象にその設置基準が定められている。しかし、消火活動の困難性という点では地階若しくは無窓階についても同様であり、また屋上についても特別な施設を設けているものにあっては連結送水管を必要とするものである。

１　第１項の規定は適用範囲を定めたものであり、次表に該当する防火対象物には連結送水管を設置しなければならない。

<table>
<tr><th></th><th>用　　途</th><th>階　　別</th><th>床面積</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１号</td><td>⑵項
・　キャバレー･カフェー･ナイトクラブその他これらに類するもの
・　遊技場又はダンスホール
・　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（⑴項イ、⑷項、⑸項イ及び⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</td><td rowspan="3">地階又は無窓階（１、２階を除く）</td><td rowspan="3">1，000㎡以上</td></tr>
<tr><td>⑷項
・　百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</td></tr>
<tr><td>⑽項
・　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）</td></tr>
</table>

	⒀項 ・　自動車車庫又は駐車場 ・　飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
	⒃項イのうち次に掲げるものを除く。 １　小規模特定用途複合防火対象物（⑽項及び⒀項に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が全体の延べ面積の１０分の９以上であるものを除く。） ２　複合用途防火対象物のうち、その一部が⑴項、⑶項、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の１０分の９以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満であるもの		
２号	防火対象物の屋上を回転翼航空機の発着場（ヘリポート）又は自動車駐車場の用途に供するもの		

２　第１項第１号の規定の適用を受ける地階の範囲のほとんどがドライエリア等で外気に開放されており、消火活動上特に困難性が認められない場合は、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

３　第１項第２号の規定の適用を受ける防火対象物が次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防活動上特別な困難性が認められない場合にあっては、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

⑴　平屋立ての建物の屋上で、屋外スロープで車両が出入りできる構造のもの（例１参照）

⑵　３層４段までの自走式駐車場で、屋上の床までの高さが８ｍ以下であるもの。ただし、各段の駐車が一列のものに限る。（例２参照）

例１

プレハブ式の構造等で自走駐車させる形態

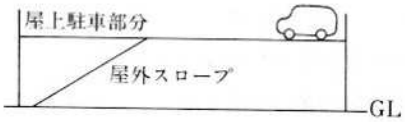

例２

トラバースにより自動車を上下させた後、自走駐車させる形態

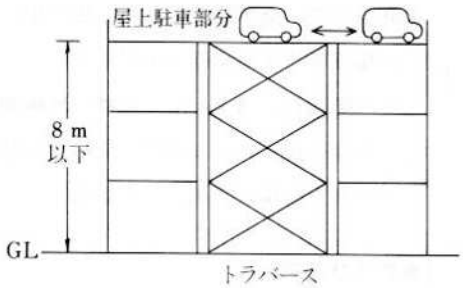

４　第２項の規定は、放水口の設置位置及び個数について定めたものであり、放水口の位置及び個数は、地階、無窓階にあってはその階の各部分から、屋上にあっては屋上の各部分から、１の放水口までの水平距離が50m以下となるように設けること。

５　第３項

「屋上に１以上の放水口を設けなければならない」とは、機能を点検する際の放水テスト用として設ける放水口であり、屋上のない防火対象物又は放水テストが他の方法で十分にできる防火対象物については設けないことができる。

なお、本項の規定は、政令第２９条第１項第１号及び第２号の規定により設置される連結送水管に対する付加基準であるが、本条第１項第１号の規定の適用を受ける防火対象物についても設置指導すること。

（非常コンセント設備に関する基準）

第４５条の２　令第２９条の２第１項に定めるもののほか、令別表第１⑴項から⒃項までに掲げる防火対象物の地階で、その面積の合計が１，０００平方メートル以上のものには、非常コンセント設備を設けなければならない。 ２　前項の規定により設ける非常コンセント設備は、令第２９条の２第２項及び規則第３１条の２の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２９条の２に定めるもののほか、非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。政令第２９条の２の規定では、消火活動上必要な施設として高層の建築物及び地下街を対象として、その設置基準が定められている。しかし、建築物の地階で一定の面積を有するものにあっても、政令に規定する建築物等と同様の消防活動上の困難性が認められることから、非常コンセント設備を必要とするものである。

第１項

「**その面積の合計**」とは、地階の床面積の合計をいう。

なお、地階の周囲のほとんどがドライエリア等で外気に開放されており、消防活動上特に困難性が認められない場合は、第４６条の規定を適用して、その設置を免除して差し支えないものとする。

（無線通信補助設備に関する基準）

第４５条の３　令第２９条の３第１項に規定するもののほか、令別表第１⑴項から⒃項までに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が２０，０００平方メートル以上で、かつ、その階数が３以上のものには、無線通信補助設備を設けなければならない。 ２　前項の規定により設ける無線通信補助設備は、令第２９条の３第２項及び規則第３１条の２の２の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、政令第２９条の３に規定するもののほか、無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。政令第２９条の３の規定は、地下街のみを対象として設置基準を定めているが、建築物の大規模な地下空間についても、地下街と同様に消防活動上の困難性が認められることから、無線通信補助設備を必要とするものである。

第１項

「床面積の合計」とは、前条同様、地階の床面積の合計をいう。

なお、地階の床面積の合計が20，000㎡以上ある建築物であっても、地階の階数が３未満のものについては、当然のことながら本項の規定の適用はない。

（基準の特例）

第４６条　この章の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると認めるとき、又はこの章の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、令第２９条の４第１項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、個々の防火対象物の具体的態様、あるいは、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることにより、この章に規定する消防用設備等を設置した場合と同等以上の効果があると認められる場合に、消防長又は消防署長の判断によりこの章に規定する技術上の基準の適用除外が認められるものであることを規定したものである。

１　消防用設備等の技術上の基準は、一定の条件を予定して定められた画一的な基準であり、現実にこれらの基準を個々の防火対象物に対して適用しようとする場合に、ときによっては、必ずしも適当でない場合が生じてくる。したがって、このような場合に予想される特殊なケースについても定めておくことが理想的であろうが、これらの具体的な態様について適応する技術上の基準を網羅して定めておくことは不可能である。

また、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、政令第２９条の４第１項において、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる設備であると規定されているが、これは、政令第１０条から第２９条の３までを設置根拠とする消防用設備等に代えて用いる場合に限り用いることができるとされているものであり、条例第３６条から第４５条の３までを設置根拠とする消防用設備等に代えて用いることを規定したものではない。

本条は、これらのことから技術上の基準の適用に際して特例を認めることができる旨の規定を設け、消防法の目的を損なうことなく解決しようとするもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、この章の基準による場合と同等以上の効果があるものとして、第３６条から第４５条の３までの規定を適用しないことができることを規定したものである。

⑴　防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この章の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができる場合

⑵　条例第３６条から第４５条の３までに規定する消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる場合

２　⑴の場合は、政令別表第１に掲げる防火対象物の範囲が広く、ほとんどの用途の防火対象物が指定されているため、同一の規制を受ける防火対象物群の中にも、その火災危険性の大小に相当の幅が存することに基づくものであり、⑵の場合は、政令第２９条の４に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を、条例において技術上の基準を付加した消防用設備等に代えても設置することができることとしたものである。

なお、本条の特例を適用する前提としては、あくまでも物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に（たとえば法令基準以

上に）行われているというような主観的な要素は特例適用の要件にならないものである。

3　本条の規定は、消防長又は消防署長の責任と判断に基づき適用されるものである。しかしながら、その運用が全市的な統一性を欠くものである場合には結果として行政の不均衡を生じ、場合によっては消防行政への不信感となって現れてくることも考えられ、適用にあたっては慎重な配慮が必要である。

第６章　防火管理等

【解　説】

１　本章は、防火対象物についての避難管理上の遵守事項として、劇場等、キャバレー等及び百貨店等の避難通路の保有その他客席の構造、ディスコ等において避難上講じるべき措置、劇場等の定員管理、政令別表第１に掲げる防火対象物の避難施設の管理等について規定したものである。

２　劇場、公会堂、キャバレー、百貨店等の入場者は、観覧等の目的で、たまたまその場所に集合した、いわゆる群衆であるから、火災、地震その他の災害が起こった場合には、異常な混乱状態に陥り、先を争って出入口に殺到し、そのために多くの人命を損傷する例が多い。

したがって、この種の防火対象物に対しては、建築基準法等において構造規制がなされ、消防法においても、防火管理者制度を定め、また、その規模に応じて一定の消防用設備等の設置を義務付けており、特に避難設備（避難器具、誘導灯、誘導標識）の設置については、特別の考慮がなされている。しかし、これらの規制のみによって、有効な避難管理を実施することは困難であって、むしろその前提要件として、入場者の過度の密集を避け、客席内に十分な避難通路を保有することがまず必要である。これが自治事務条例として本章の規定を設けたゆえんである。

３　この章における規制の内容は、劇場等、キャバレー等及び飲食店、百貨店等の防火対象物について、その客席、売場又は展示部分に、一定の基準により避難通路を保有させるとともに、政令別表第１に掲げるすべての防火対象物に設ける避難上の施設の適正な管理について規定している。

また、客が密集状態になりやすく、照明、音響等から避難管理を徹底する必要があるディスコ等において円滑な避難のために講じるべき措置について規定している。

更に、これらの防火対象物のうち、最も火災危険度の高い劇場等については、一方において、入場者１人当たりの占有部分を座席の幅、いすの背の間隔、いす席の間隔、一ますの最大収容人員等によって規制し、他方において、劇場等全体の定員を省令第１条に規定する収容人員の算定方法と同様の方法によって算定し、この定員を超えて観客を入場させないようにすることによって、全体的にも部分的にも、観客の過度密集の防止を図っている。ただし、立見席及び大入場（おおいりば）については、実際上当該部分の内部における観客の移動を制約することは困難であるから、全体の収容人員のみを規制しているのである。

４　劇場等の客席等については、他の法令においても種々の規制がなされているが、本章の規定との関係において多少問題となるものとしては、法第１７条第１項及びこれに基づく消防法施行令並びに建築基準法第４０条の規定に基づく付加条例がある。

⑴　法第１７条第１項においては、『政令で定める防火対象物の関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない』ものとされ、これを受けた政令第７条において消防用設備等の種類を指定しているが、消防用設備等の規制に関しては、法第１７条第２項の規定に基づく付加条例のほかには条例制定の余地はないわけである。また、この付加条例の規定範囲は、消防用設備等の技術上の基準の付加に限られ、消防用設備等を設置すべき防火対象物の種類及び消防用設備等の種類を、消防法施行令で指定するもの以外に拡張することはできないと解せられている。

したがって、本章に規定する避難通路が消防用設備等の範ちゅうに包含される限り、条例でその設置を義務付けることはできないことになる。しかし、本章の避難通路は、座席等の配置によりいわば結果的に保有される空間であって、通路（床面）の構造自体については何ら規制していないものであるから、「設備」という概念には該当せず、法第１７条の趣旨に反するも

のではない。

⑵　建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めることを目的として制定されたものであるが、同法及び建築基準法施行令中には、避難通路等本章の規定内容と直接競合する規定は存しない。しかし、同法第４０条及び第４３条第２項の規定に基づく付加条例（建築基準条例、建築安全条例等と呼ばれる。）の中には、避難通路の設置等に関する規定が設けられている例があり、その内容と本章の規定とが一致しない場合の効力が問題となる。特に、この付加条例は、一般に都道府県条例として制定されているため（法律上は、都道府県条例、市町村条例のいずれで規定することも可能であり、現に建築主事を置く市町村においては、この付加条例を市町村条例として制定している例がある。）、火災予防条例がこの建築基準条例に抵触する場合がある。

この問題については、次のように考えられる。まず、建築基準法第４０条による条例の制定範囲が、「建築物の敷地、構造又は建築設備」に関する制限に限定されており、座席の間の空間を保有するための配列方法に帰着する避難通路の設定及び維持、更には観客１人当たりの専有面積等に関する規制が、果たして建築構造又は建築設備（建築基準法第２条第３号の定義参照）に関する制限といいうるかについて疑問が存する。また、劇場等の竣工後においては、これらにおける観客の避難管理、定員管理に関する指導は、現実に消防機関が主として行っている。更に、沿革的にみても、戦後、消防機関による避難管理に関する規制は、昭和２３年の東京都公衆集合所等火災予防条例をその端緒とし、建築基準条例中に避難通路等に関する規定を挿入した当時においては、既に大都市の火災予防条例中に同趣旨の規定が現存し、実際に適用されていたものである。したがって、このような事情を考慮すれば、国の法令による規制を欠く現段階においては、火災予防条例において規制するのが最も自然な姿であると考える。ただ、いずれにしても、現実の問題としては、都道府県の消防主管部局と建築主管部局との間の協議により、円滑な運用を行い、もって災害予防の目的を十分に達成するように配慮すべきである。

なお、京都市建築基準条例中には、出入口及び非常口などに関する規定が設けられている。しかし、現行の同条例に定める出入口及び非常口などに関する規定は、京都市火災予防条例と抵触していない。

⑶　興行場法では、同法第３条第２項の規定に基づき、営業者が講じるべき興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を都道府県条例により定めることとされている。

これに基づき、各都道府県で定めている興行場衛生措置基準等に関する条例（又は興行場法施行条例）の中には、通路の保有の基準を定めているものがあった。

しかし、平成２年１０月に興行場法施行条例準則の改正が行われ、通路の保有の基準の規定を設けないこととされ、各都道府県で定めている興行場衛生措置基準等に関する条例（又は興行場法施行条例）についてもこれに準じた条例の改正が行われている。

なお、これに基づき、京都府で定めている興行場の設置場所の基準等に関する条例がある。しかし、現行の同条例には、京都市火災予防条例と抵触する規定は存しない。

（地下停車場等の防火管理）

第４６条の２　令別表第１⑽項、⑿項イ、⒀項イ及び⒁項に掲げる防火対象物のうち、令第１条の２第３項に規定するもの以外のもので、次の各号に掲げるもの（以下「地下停車場等」という。）の管理について権原を有するものは、法第８条第１項及び令第２条から第３条の２までの規定の例により防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

⑴　地下に設置する車両の停車場

⑵　地下に設置する車両の駐車場で、収容台数が３０以上であるもの

⑶　前号に掲げるもののほか、車両の収容台数が５０以上である屋内駐車場

⑷　工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が３，０００平方メートル以上であるもの

２　地下停車場等の管理について権原を有する者は、前項の規定により防火管理者を定めたときは、規則第３条の２の規定の例により、その旨を速やかに所轄消防署長に届け出なければならない。防火管理者を解任したときも、同様とする。

【解釈及び運用】

１　本条は、特定の用途及び一定規模以上の防火対象物に対して、日常における出火防止と延焼拡大防止などを図るために、防火対象物の収容人員にかかわりなく、防火管理者をして防火管理業務を実施させるべきことを規定したものである。

２　本条の規制対象は、「令第１条の２第３項に規定するもの以外のもの」とされていることから、法第８条が適用されるものは全て除かれる。また、管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、管理について権限が分かれている部分が第１項各号のいずれかに該当する場合、当該部分の管理について権限を有する者（以下「管理権原者」という。）が防火管理者を選任しなければならない。更に、本条が適用される防火管理者の資格は、甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了した者や防火管理者として必要な学識経験を有すると認められた者の中から防火管理業務を適切に遂行できる管理的、監督的な地位にある者を選任しなければならないこととしている。

なお、「**必要な業務**」とは、「法第８条第１項及び令第２条から第３条の２までの規定の例により」とされているので、法第８条第１項の防火対象物と同様な取扱いとなるものである。

３　第１項

⑴　「**地下に設置する車両の停車場**」とは、第４２条第１項でいう「地下に車両の停車場が存するもの」と同じである。

⑵　「**地下に設置する車両の駐車場**」とは、第１項第１号と同様に地下に設置する駐車場のうち、道路運送車両法第２条に規定する自動車及び原動機付自転車を駐車させる施設をいう。

⑶　「**屋内駐車場**」とは、屋根及び柱若しくは壁を有する防火対象物内に設けられた駐車場をいう。したがって、屋根のない立体駐車場は、屋内駐車場には含まれないので注意すること。

なお、駐車場のうち、建築基準法施行令第１３６条の９第１項第１号に規定する「開放的簡易建築物」として取り扱われているもの、機械式（エレベーター・スライド方式）の立体駐車場で工作物として取り扱われているもの、その他鉄板、ビニール、トタン等により屋根及び壁を囲った仮設的な屋内駐車場は、本条の規制対象とならない。

４　第２項

第１項の規定による防火管理者の選任及び第２項の規定による防火管理者の選解任の届出については、罰則による担保はないが、法第８条の趣旨に沿って運用するものである。

なお、同一敷地内に第１項各号に規定する防火対象物と法第８条第１項に規定する防火対象物

などが混在している場合で、管理権原者が同じであるときは、「令第２条の規定により」と規定している趣旨から、それらの防火対象物を一の防火対象物とみなして運用することとなる。

（防火管理業務及び防災管理業務の受託者に対する教育等）

第４６条の３　令第１条の２第３項に掲げる防火対象物及び地下停車場等で、法第８条第１項に規定する防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）の一部が関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託されているものの管理について権原を有する者は、防火管理業務の受託者又は当該受託者から派遣される者に対し、防火管理業務が適正に行われるよう必要な教育及び訓練を行わなければならない。

２　令第４６条に規定する防火対象物で、法第３６条第１項において読み替えて準用する法第８条第１項に規定する防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の一部が関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託されているものの管理について権原を有する者は、防災管理業務の受託者又は当該受託者から派遣される者に対し、防災管理業務が適正に行われるよう必要な教育及び訓練を行わなければならない。

【解釈及び運用】

１　制定趣旨

省令第３条第２項の規定により、防火管理業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託されている防火対象物にあっては、当該防火対象物の防火管理者は、当該防火管理業務の受託者の氏名等を消防計画に明記する必要がある。この場合において、防火管理業務の受託者又は当該受託者から派遣される者（以下「派遣員」という。）は、必ずしも当該防火対象物に係る防火管理業務に習熟した者とは限らないため、必要な教育及び訓練を行うことを当該防火対象物の管理権原者に義務付けたものである。

また、消防法の一部改正（平成１９年法律第９３号、平成１９年６月２２日公布、平成２１年６月１日施行）により、防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものについて地震、毒性物質の発散等に起因する災害による被害の軽減のための防災管理体制の整備が義務付けられたことに伴い、省令第５１条の８第２項において読み替えて準用する省令第３条第２項の規定により、防災管理業務の一部が当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者に委託される場合についても、同様に、当該防火対象物（防災管理対象物）の管理権原者が、防災管理業務の受託者又は派遣員に対して、当該業務が適正に行われるよう必要な教育及び訓練を行わなければならないことを義務付けたものである。

２　委託契約に当たっての留意事項

管理権原者が防火管理業務の一部の委託契約を締結するに当たっては、管理権原者又は防火管理者の指示・指揮命令を排除する形態での契約がなされることのないよう管理権原者に対して指導を行うこと。

なお、受託者に対しても、管理権原者又は防火管理者の指示・命令に係る取扱いについて、管理権原者を通じて十分に周知させる必要があるものであること。

また、防災管理業務の一部の委託契約を締結するに当たっても、同様に留意する必要がある。

３　消防計画の整備

防火管理業務の一部を委託した場合における防火管理に係る消防計画には、委託した範囲における派遣員の任務及び指揮命令系統が防火管理組織又は自衛消防組織に規定され、当該派遣員の業務内容が明らかにされるとともに、当該組織に基づき教育、訓練がなされているものであること。

また、防災管理業務の一部を委託した場合における防災管理に係る消防計画についても、委託した範囲における派遣員の任務及び指揮命令系統が防災管理組織又は自衛消防組織に規定され、当該派遣員の業務内容が明らかにされるとともに、当該組織に基づき教育、訓練がなされているものであること。

4　教育

⑴　防火管理に係る「**教育**」とは、防火対象物の概要、設置されている消防用設備等、特殊消防用設備等及び防火設備に関する事項、防火管理に係る消防計画の内容等、委託された防火管理業務を遂行するのに必要な知識の教育をいう。

⑵　防災管理に係る「**教育**」とは、防火対象物の概要、避難通路、避難口その他の避難施設に関する事項、地震による被害軽減のために必要な設備及び資機材に関する事項、防災管理に係る消防計画の内容等、委託された防災管理業務を遂行するのに必要な知識の教育をいう。

5　訓練

⑴　防火管理に係る「**訓練**」とは、政令第３条の２第２項に規定する消火、通報及び避難の訓練のうち、委託内容に合致したものをいう。

⑵　防災管理に係る「**訓練**」とは、政令第４８条第２項に規定する避難の訓練のうち、委託内容に合致したものをいう。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理）

第４６条の４　次に掲げる防火対象物の関係者は、防災センター（規則第１２条第１項第８号に規定する防災センターをいう。以下同じ。）に同号に規定する総合操作盤（これに類する設備を設置する場合にあっては、当該総合操作盤及び当該設備）を設置し、及び消防用設備等又は特殊消防用設備等（法第１７条第３項に規定する特殊消防用設備等をいう。以下同じ。）を管理しなければならない。

⑴　令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ及び⒃項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）で、次に掲げるもの

ア　地階を除く階数が１１以上で、かつ、延べ面積が１０，０００平方メートル以上であるもの（令別表第１⒃項イに掲げる防火対象物にあっては、同表⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上であるものに限る。）

イ　地階を除く階数が５以上１０以下で、かつ、延べ面積が２０，０００平方メートル以上であるもの（令別表第１⒃項イに掲げる防火対象物にあっては、同表⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上であるものに限る。）

ウ　地階の床面積が５，０００平方メートル以上であるもの

⑵　令別表第１(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が１，０００平方メートル以上であるもの

⑶　前２号に掲げるもののほか、令別表第１に掲げる防火対象物（同表(16の2)項から⒇項までに掲げるものを除く。）で、次に掲げるもの

ア　地階を除く階数が１５以上で、かつ、延べ面積が３０，０００平方メートル以上であるもの

イ　延べ面積が５０，０００平方メートル以上であるもの

２　防災センターの位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の避難上有効な位置に設けること。

⑵　他の用途に供する部分との間を耐火構造の壁若しくは床又は自動的に閉鎖する防火戸で区画すること。

⑶　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材により行うこと。

⑷　消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視及び操作並びに災害時における防災活動に必要な広さがあること。

⑸　消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視及び操作に支障がない照度を有する非常用の照明装置を設けること。

⑹　出入口に防災センターである旨を表示すること。

【解釈及び運用】

防火対象物の高層化、大規模化、深層化が進む中で、防火対象物の使用形態の変化と多様化、さらに管理形態の複雑化は著しく、万一、このような建物等において火災やその他の災害が発生した場合には、火災の発見、情報の伝達、初期消火、避難誘導、各種防災設備の取扱い及び消防活動などについての困難性が予想され、また、在館者や居住者に与える不安感によるパニックの発生も考えられる。

このような建物等では、火災等の災害が発生した場合の災害発見から鎮圧までの一連の防災行動を適切に、しかも効果的に行うため、正確な情報を収集、処理及び防災機器の監視、制御、操作等が集中して行うことができ、さらに防災行動の統率を図ることができる防災センター（省令第１２

条第１項第８号に規定する防災センターをいう。以下同じ。）を設けておく必要がある。

防災センターは、各種防災設備の監視及び制御を行う場所であるとともに、消防隊到着後の消防活動に係る情報収集や指揮統率の拠点としても活用され、防災上の管理運営の一元化を図るうえで極めて重要な役割を担っている。

また、一定規模以上の防火対象物では、総合操作盤（省令第１２条第１項第８号に規定する総合操作盤をいう。以下同じ。）を防災センター、中央管理室（建築基準法施行令第２０条の２第２号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室その他これらに類する場所に設けることとされている。

これらのことから、本条では、一定の規模以上の防火対象物では、防災センターに総合操作盤を設置し、消防用設備等や特殊消防用設備等を集中して管理しなければならないことを義務付けたものであり、第１項では防災センターに総合操作盤を設け、消防用設備等や特殊消防用設備等を集中管理しなければならない防火対象物を、第２では防災センターの位置、構造等についてそれぞれ規定している。

なお、建築基準法においては、一定規模以上の建築物等に係る設備の監視を中央管理室で行うことができると規定しているが、防災センターに中央管理室を含めて各種防災設備等の集中管理を行っても差し支えない。

１　第１項各号の規定により「防災センターに総合操作盤を設置し、及び消防用設備等又は特殊消防用設備等を管理しなければならない防火対象物」は、次表のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="3">政令別表第1に掲げる防火対象物の用途</th><th colspan="2">規模等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴項</td><td>イ</td><td>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</td><td rowspan="9">地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上であるもの（※１）

地階を除く階数が５以上10以下で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上であるもの（※２）

地階の床面積が5,000平方メートル以上であるもの（※３）</td><td rowspan="13">地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000平方メートル以上であるもの

延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>公会堂又は集会場</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑵項</td><td>イ</td><td>キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>遊技場又はダンスホール</td></tr>
<tr><td>ハ</td><td>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（⑴項イ、⑷項、⑸項イ及び⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</td></tr>
<tr><td>ニ</td><td>カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑶項</td><td>イ</td><td>待合、料理店その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>飲食店</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑷項</td><td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑸項</td><td>イ</td><td>旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>寄宿舎、下宿又は共同住宅</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑹項</td><td>イ</td><td>病院、診療所又は助産所</td><td rowspan="3">（※１）
（※２）
（※３）</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第４項若しくは第６項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５条第９項若しくは第１１項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</td></tr>
<tr><td>ハ</td><td>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施</td></tr>
</table>

		設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る）、肢体不自由児施設（通所施設に限る）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第５条の２第３項若しくは第５項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第５条第７項から第９項まで、第１１項若しくは第１４項から第１７項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
⑺項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	
⑻項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
⑼項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	（※１） （※２） （※３）
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
⑽項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
⑾項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
⑿項	イ	工場又は作業場	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
⒀項	イ	自動車車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
⒁項		倉庫	
⒂項		前各項に該当しない事業場	
⒃項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）	（※１）のうち、⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるもの （※２）のうち、⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの （※３）
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
(16の2)項		地下街	延べ面積が1,000平方メートル以上であるもの

２　第１項第１号ア又はイの規定の適用を受ける政令別表第１⒃項イの防火対象物に存する同表⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イの防火対象物の用途に供される部分のいずれか１の用途に供される部分の床面積が、アの規定の適用を受けるものにおいては10,000㎡以上、イの規定の適用を受けるものにおいては20,000㎡以上ある場合は、当該用途部分についても、本条第２項の基準の例による防災センターを設けるよう指導すること。

３　第１項本文

「これに類する設備等」とは、総合操作盤以外のもので法第１７条第１項に規定する消防用設備等又は同条第３項に規定する特殊消防用設備等を監視、操作するもののほか、建築基準法令に根拠を持つ設備を監視、操作するものについても併せてこれに含めるものとする。

さらに、法令根拠を持たないものについても、防火対象物の実態から見て必要と考えられるものについては同様に含めて指導することが望ましい。

防災センターにおいて集中管理を行う対象となるものは、総合操作盤により監視、操作等を行う消防用設備等のほか、**これに類する設備等**により監視、操作等を行うもので、次に示すようなものが想定される。

・非常用エレベーター
・防火戸及び防火ダンパー
・受変電設備、自家発電設備等
・監視用モニターテレビ
・ガス遮断弁
・防火対象物要所との相互同時通話装置
・機械換気設備
・中央管理方式の空気調和設備
・その他防災上有効な設備等

なお、**これに類する設備等**についても、常用電源が断たれた場合、有効に１時間以上機能することを必要とする。

4　第２項第１号

「避難上有効な位置」とは、防災センターを避難階に設ける場合は、直接地上に通じる出入口又はその出入口に至る歩行距離がおおむね20m以下となる出入口に面する位置をいい、同一敷地内に独立して設けられた守衛所等を含むものとする。

また、避難階の直上階又は直下階に設ける場合は、直接地上に通じる避難上有効な階段の階段室の出入口又はその出入口に至る歩行距離がおおむね10m以下となる出入口に面する位置をいう。

なお、防災センターの位置を指導する際には、消防隊の進入又は到達が容易であることも併せて考慮すること。

5　第２項第２号

「他の用途に供する部分」とは、防災センターの機能に直接関係のない用途の部分をいう。

したがって、防災センター要員の仮眠、休憩等の用に供する部分や洗面所等は、これに該当する。

6　第２項第４号

「防災活動に必要な広さ」とは、防火対象物の規模、設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等により異なるが、機器類が設置される部分を含めて床面積がおおむね30㎡以上の広さをいう。

7　第２項第５号

「監視及び操作に支障がない照度」とは、図面を広げて文字が読める程度の照度を要求しており、作業面（床上85㎝）においておおむね200lx程度をいう。

なお、本号の非常用の照明装置は常用電源が断たれた場合においても、専用の蓄電池設備等によって有効に１時間以上作動することを要する。

8　第２項第６号

「防災センターである旨を表示する」とは、次のような標識を見やすい位置に掲出すること等をいう。

例　　防災センター

大きさ：短辺･･････100㎜以上

長辺･･････300㎜以上

色　　：地　･･････赤

文字･･････白

9　防災センターの位置、構造、設備及び管理については、条例に規定するもののほか、次の事項について指導すること。

⑴　加入電話（交換台を経由しない単独電話）又は火災通報装置を設けること。

⑵　カーテン、ブラインド、じゅうたん等は、防炎性能を有するものを使用すること。

⑶　総合操作盤その他これに類する設備は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定すること。

⑷　２方向避難ができること。ただし、避難上有効な開口部が直接屋外に面しており、ここから自力で安全に脱出できる場合は、この限りでない。

⑸　防火対象物の建築図面、設備図面、鍵等を備えつけておくこと。

⑹　空気呼吸器、防煙マスク等を備えつけておくこと。

（防炎寝具の使用）

第４６条の５　次の各号に掲げる防火対象物又はその部分において使用するふとん、毛布、まくら、敷布その他の寝具類は、防炎性能を有するものとするように努めなければならない。 ⑴　令別表第１⑸項イ及び⑹項イ及びロに掲げる防火対象物 ⑵　令別表第１⑯項イに掲げる防火対象物で、前号に掲げる防火対象物の用途に供する部分

【解釈及び運用】

1　本条は、昭和５９年秋に全国に先駆けて、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類については、防炎製品の使用に努めるよう規定したものである。

2　「**その他の寝具類**」とは、ふとんカバー、まくらカバー、毛布カバー、ベッドパット、ベッドスプレット、タオルケット及びマットレスをいう。

3　「**防炎性能を有するもの**」とは、防炎製品認定委員会において認定された寝具類で、防炎製品認定要綱第８条に規定する防炎製品ラベルを付しているものをいう。

4　「**努めなければならない**」とは、寝具類に着火する火災を防ぐ目的から、市民等の努力規定として明記したものである。

5　本条の運用については、旅館等の防火対象物において、従業員、職員用の宿直室、仮眠室等で使用する寝具類についても当該規定の対象とする。

（劇場等の客席）

第４７条　劇場等の屋内の客席は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

⑴　いすは、床に固定すること。

⑵　いす背（いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下同じ。）の間隔は、８０センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離をいう。以下同じ。）は、３５センチメートル以上とし、座席の幅は、４０センチメートル以上とすること。

⑶　立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは、２．４メートル以下とすること。

⑷　客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ７５センチメートル以上の手すりを設けること。

⑸　客席の避難通路は、次に掲げるところによること。

ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（８席に、いす席の間隔が３５センチメートルを超える１センチメートルごとに１席を加えた席数（２０席を超える場合にあっては、２０席）をいう。以下同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に２分の１を乗じて得た席数（当該席数に１席未満の端数がある場合は、これを切り捨てた席数）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ　アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該人数に０．６センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、８０センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、６０センチメートル）未満としてはならない。

ウ　いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席２０席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、１メートル未満としてはならない。

エ　ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席２ます以下ごとに、幅４０センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ　アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【解釈及び運用】

1　本条は、劇場等（第２４条第１項参照）の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

2　本条及び次条において「**客席**」とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であって、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部分にほかならない。

3　客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、本条第１号は、いすを床に固定することを原則とした。

4　第２号の「**いす席の間隔**」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上

がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定することとなる。

「**座席の幅**」とは、入場者１人当たりの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。

したがって、長いすにあっては、その幅が例えば２ｍである場合には、一のいすに５人を超えて入場者を着席させることはできない。

なお、第２号の規定は、いす席を設ける客席の部分についての規定であって、ます席、立見席等における入場者１人当たりの占有幅については言及していない。（図１参照）

ア　いす背の間隔と座席の幅

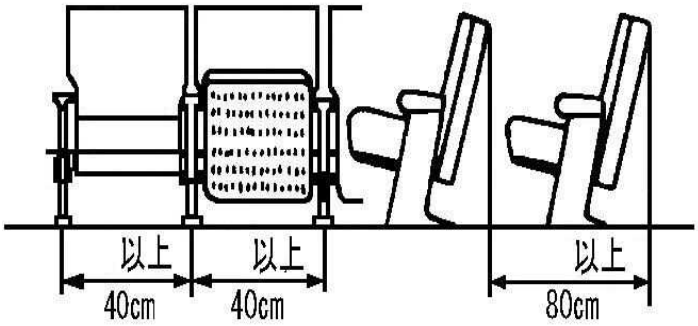

イ　自動的に座が跳ね上がる方式のもの

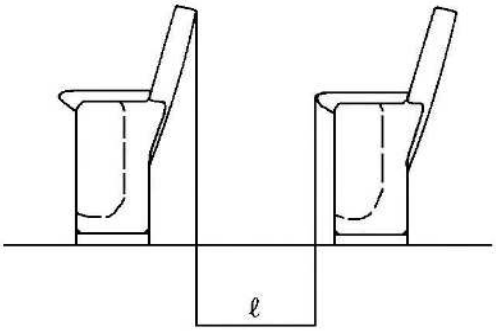

ウ　座の跳ね上がらないもの等

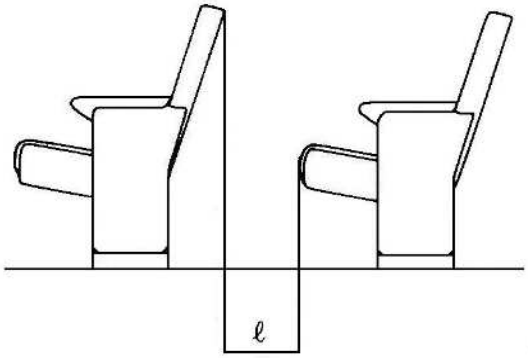

ℓ　：いす席の間隔≧35㎝

図１　いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅

５　第３号の「**立見席**」には、いわゆる待見席を含む。立見席は、他の客席部分に比して、入場者

の密集度が最も高く（第５１条の定員の算定方法参照）、この設置を無制限に認めることは、いったん災害が発生した場合に避難に支障を来すおそれが大きい。そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行きは2.4m以下としたものである。

したがって、映画館等において客席の側方に設ける待見席は認められない。この点に関し、客席の側方の通路の幅が第５号アで規定する幅員を超える場合においては、その超える部分には、待見席として観客を収容しても差し支えないではないかとの論議も生じるかも知れない。しかし、この間の境界は不分明で、観客の越境により避難通路の効用を妨げるおそれがあるので、ここではこれを禁じることを原則とする趣旨である。

6　客席の最前部に設ける「**手すり**」は、避難の際の混乱によって、入場者が階下に墜落するのを防止するためであるから、第４号の「**最下階**」とは、劇場等が一の建築物の２階以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階をいうものと解すべきである。一般には、最下階が主階となっている場合が多い。

7　「**横に並んだいす席（ます席）、縦に並んだいす席**」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。

8　第５号の「**いす席の基準席数**」とは、いす席の間隔に応じ、次の表１のように最大２０席まで認める。

表１　いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔（cm） A	基準席数 （小数点以下切捨て）
35以上47未満	8＋（A―35）
47以上	20

9　各通路の算定幅員の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長又は消防署長がその避難計画が適正であるかどうか判断することとなる。その際に、基本的に、座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。

なお、算定幅員は通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6cmを乗じた幅員とする。（図２及び図３を参照）

⑴　１２席×２０列の座席配列の場合

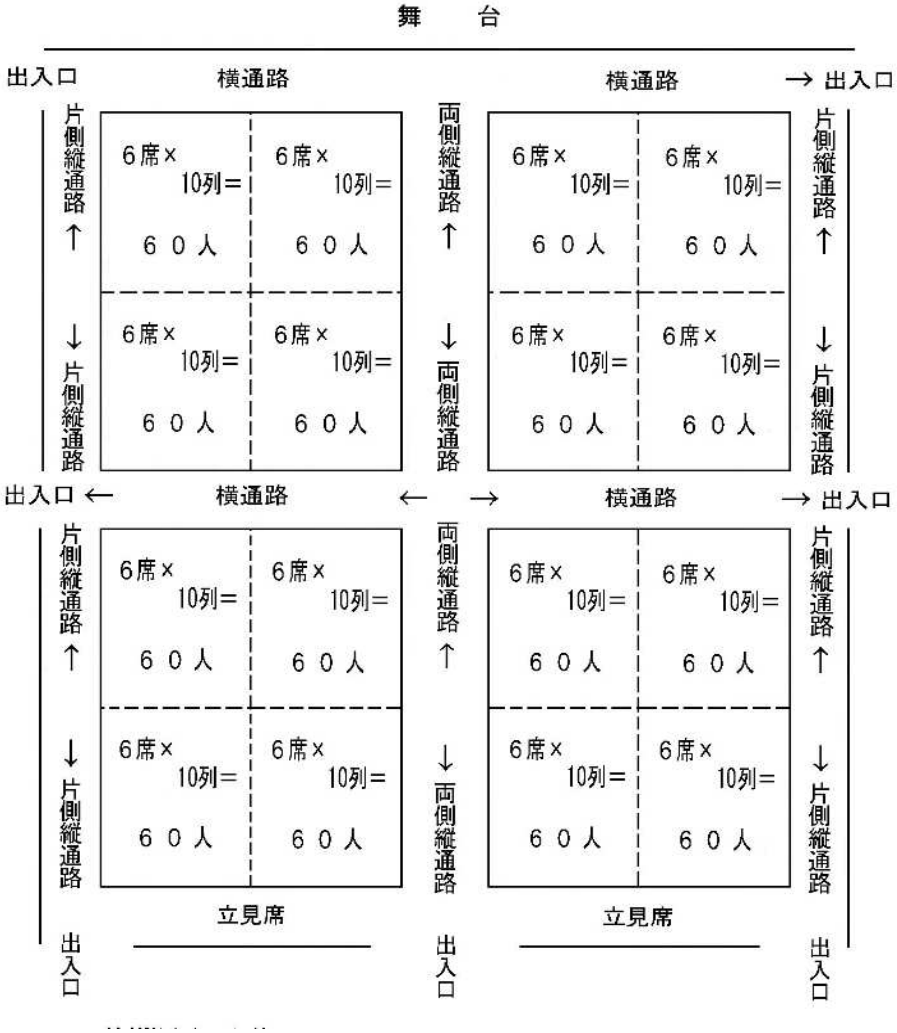

両側縦通路の計算

６席×１０列×２ブロック×0.6cm／人＝72cm＜80cm

したがって、両側縦通路の幅員を80cmとする。

片側縦通路の計算

６席×１０列×0.6cm／人＝36cm＜60cm

したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算

６席×１０列×２ブロック×0.6cm／人＝72cm＜100cm

したがって、横通路の幅員を100cmとする。

図２　劇場の座席配列の設計例（その１）

⑵　２０席×２０列の座席配列の場合

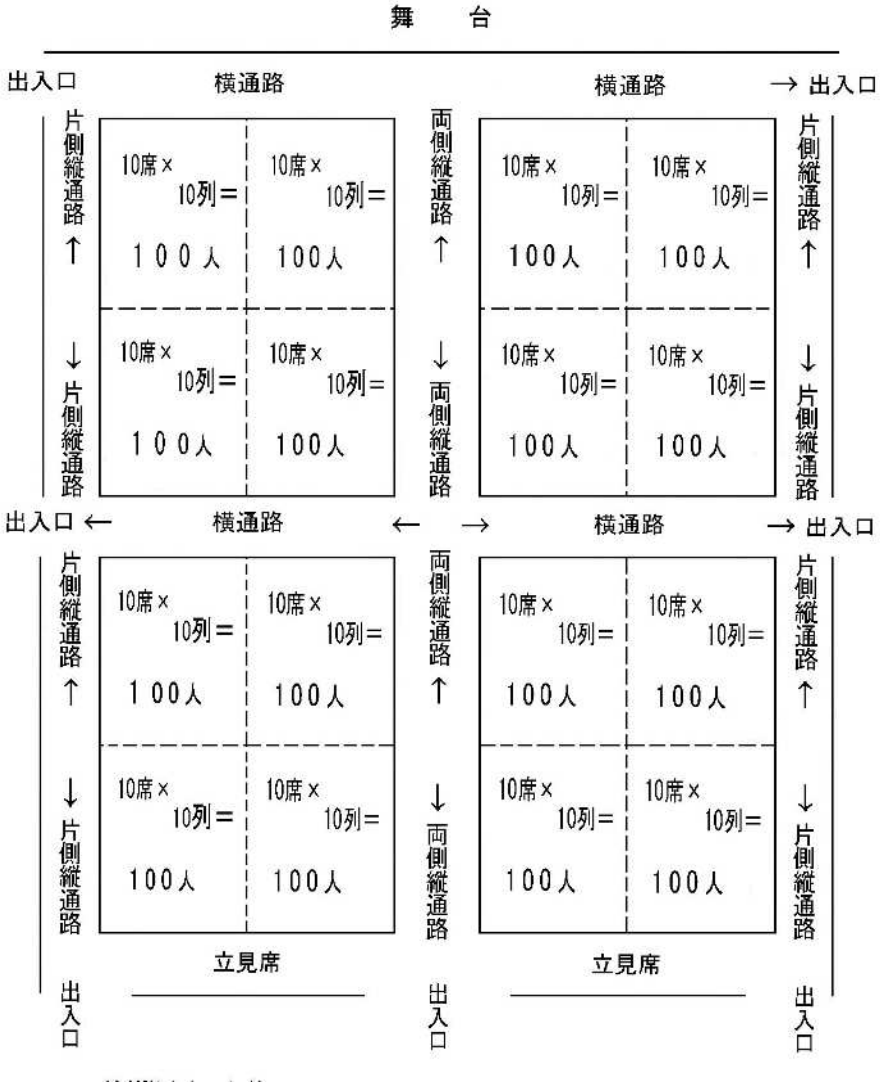

両側縦通路の計算

１０席×１０列×２ブロック×0.6cm／人＝120cm≧80cm

したがって、両側縦通路の幅員を120cmとする。

片側縦通路の計算

１０席×１０列×0.6cm／人＝60cm≧60cm

したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算

１０席×１０列×２ブロック×0.6cm／人＝120cm≧100cm

したがって、横通路の幅員を120cmとする。

図３　劇場の座席配列の設計例（その２）

10　通路の幅員については、９により算出された算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては60cm、それ以外の縦通路にあっては80cm、横通路にあっては１ｍとする。）のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも通路ごとに定まる幅員を下回る幅員

としてはならない。

なお、大劇場等では、通路幅員をかなり広くとる必要があることとなるが、避難計画上、劇場の安全性が十分確認できる場合にあってはこの規定によらなくてもよい（第４８条の２）。

11　第５号オの「**避難口（出入口を含む。）**」とは、非常時の避難専用として設けた開口部及び日常、人が出入りするために設けた開口部のうち非常時の避難のためにも使用する開口部をいう。

「**直通**」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通じる」という意味であって、「直線的に通じる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でない。

（劇場等の客席）

第４８条　劇場等の屋外の客席は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

⑴　いすは、床に固定すること。

⑵　いす背の間隔は、７５センチメートル以上とし、座席の幅は、４０センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を７０センチメートル以上とすることができる。

⑶　立見席には、奥行３メートル以下ごとに、高さ１．１メートル以上の手すりを設けること。

⑷　客席の避難通路は、次に掲げるところによること。

ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席１０席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、２０席）以下ごとに、その両側に幅８０センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、５席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、１０席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ　いす席を設ける客席の部分には、幅１メートル以上の通路を、各座席から歩行距離１５メートル以下でその１に達し、かつ、歩行距離４０メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ　ます席を設ける客席の部分には、幅５０センチメートル以上の通路を、各ますがその１に接するように保有すること。

エ　ます席を設ける客席の部分には、幅１メートル以上の通路を、各ますから歩行距離１０メートル以内でその１に達するように保有すること。

【解釈及び運用】

1　本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

2　陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比して、火災により生じる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動揺の度合いも少ないのが通常であるので、総体的に避難管理がより容易であるということができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっているのである。

3　第２号の「**いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合**」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。

4　屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第３号は、奥行き３ｍ以下ごとに手すりを設けることを規定した。

5　第４号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離40ｍの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。（図参照）

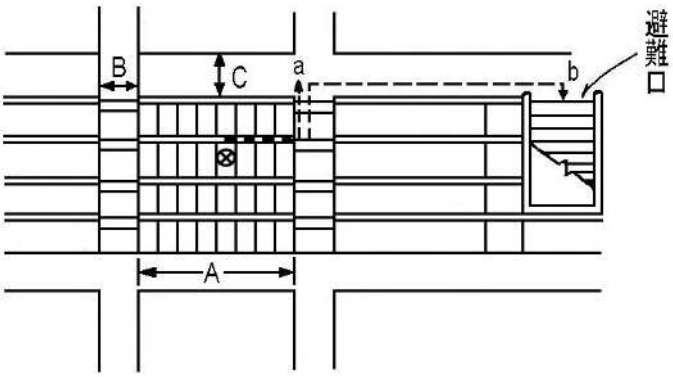

A	10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下
B	80㎝
C	１ｍ
a	各座席から歩行距離15ｍ以下
b	各座席から歩行距離40ｍ以下

図　いす席を設ける客席の構造例

６　【解釈及び運用】５と関連して、第４号アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ、双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えないものと解する。

（基準の特例）

第４８条の２　前２条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

劇場等の客席の基準については、災害発生時に入場者が安全、かつ、迅速に避難することができることを目的としているが、個別の状況（位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等）から判断して入場者の避難上支障がないと認めるときは、本条を適用し、規定の全部又は一部を適用しないこととする。これにより、定型的な劇場等だけでなく、客席のうち、その規模、形態又は使用の目的等が予想しない特殊なものについても、避難上支障がないものについてはその設置を認めようとするものである。

例えば、第４７条第１号及び第４８条第１号の規定については、第４７条第１号で説明したように、いすを床に固定することを原則としているところであるが、すべての劇場等について、一律にこの規定を強制することは、酷に過ぎる場合が予想されるので、本条の規定を適用し、消防長又は消防署長が、劇場等の位置（周囲に十分に広い空地がある場合等）、収容人員（第５１条の規定による定員が少ない場合、入場者の密集度が低い場合等）、使用形態（催物の内容、観客層等）、避難口その他の避難施設の配置等（避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合、警備員の配置等）から総合的に判定して、入場者の避難上支障がないと認めた場合は、移動式のものとすることができる。

また、第４７条第５号の規定については、避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合等に限定されず、同条第５号アからオまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等以上の効果を有するように避難通路を設ける場合をも含むものである。

例えば、テーマパークのアトラクション等にある座席配列で、座席の横の列の数列以下ごとに出入口を設け、出入口は外部又はロビー等に通じているものにあっては、これに該当するものである。

また、全席立見席とする場合にあっても、本条によることとなる。

第４８条第４号の趣旨については、第４７条第５号の場合と同様であるが、屋外の客席は、その形状、構造等が千差万別であるので、第４８条の２の規定の適用を認めなければならない事例が、屋内の客席に比して、はるかに多いことが予想される。

（キャバレー等の避難通路）

第４９条　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち客席の床面積が１５０平方メートル以上のものの客席には、避難口に通ずる有効幅員１．６メートル（飲食店にあっては、１．２メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席またはボックス席７個以上を通過しないで、その１に達するように保有しなければならない。

【解釈及び運用】

1　本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。

2　キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。

3　本条は、当該用途に供する部分が存する階のうち、当該用途に供する店舗ごとに客席の床面積を合計して、規制するかしないかの判断を行うものである。

4　「**飲食店**」とは、政令別表第１⑶項ロに限らず、実態として客席において飲食を提供する店舗をいう。

5　「**避難口**」とは、各店舗の出入口、店舗内に存する直通階段の降り口及び屋上広場の出口をいう。

6　「**有効幅員**」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6m（飲食店にあっては1.2m）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。

7　「**避難通路**」は、厨房等の客席以外の部分を介して避難口へ至る必要がある場合は、当該客席以外の部分にあっても避難通路を確保する必要がある。また、本条の適用を受ける店舗のうち、床面積150㎡以上ある階から床面積150㎡未満の階を通じて避難しなければならないものにあっては、床面積150㎡未満の階においても階段等から避難口に通じる通路を有効に確保するよう指導すること。

8　「**７個**」とは、いすの個数ではなく、テーブル等を含んだ一の座席のかたまりをいうものである。なお、カウンター席の場合、特に大きいテーブルの場合、座席の配列等により個数を算定し難いときは、おおむね歩行距離10mとして運用するものとする。

（ディスコ等の避難管理）

第４９条の２　ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時には、直ちに特殊照明及び音響を停止するとともに、当該ディスコ等内において避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解釈及び運用】

1　本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講じるべきことを定めたものである。

2　「**ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの**」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。

3　本条はディスコ等において自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに、避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置を採るべきことを規定しているものである。そのためには、ディスコ等の関係のある者が音響、照明の操作室等に常駐するとともに、非常時において直ちに通常の照明が点灯できるように点灯スイッチを手近に設置するなどの措置を指導すること。

　なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう、特に留意すべきことについて併せて指導すること。

4　本条は、第５３条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用される。

5　本条と第４９条は選択的適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等にあっても、第４９条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。

（個室型店舗の避難管理）

第４９条の３　次に掲げる店舗（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、客の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。以下「遊興個室」という。）の避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）を自動的に閉鎖する構造とし、これを適切に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放した場合において避難上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑴　カラオケボックス

⑵　インターネットカフェ（規則第５条第２項第１号に掲げる店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営むものをいう。）

⑶　漫画喫茶（規則第５条第２項第１号に掲げる店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営むものをいう。）

⑷　テレフォンクラブ（規則第５条第２項第２号に掲げる店舗をいう。）

⑸　個室ビデオ（規則第５条第２項第３号に掲げる店舗をいう。）

⑹　前各号に掲げるもののほか、遊興個室を設け、当該遊興個室において客の遊興の用に供する設備又は物品を利用させる役務を提供する業務を営む店舗

２　個室型店舗の関係者は、非常時には、直ちに当該個室型店舗内において避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解釈及び運用】

１　平成２０年１０月に発生した大阪市浪速区内の個室ビデオ店火災を受けて、総務省消防庁が、全国の実態調査、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、「予防行政のあり方に関する検討会」において、カラオケボックス、インターネットカフェ、個室ビデオ等の個室型店舗の防火安全対策について検討され、取りまとめられた。その結果を踏まえて、消防法施行規則の一部が改正され、自動火災報知設備の機能強化、通路誘導灯等の対策が講じられたことに加え、本市において、個室型店舗の更なる安全確保を図るため、外開き戸の自動閉鎖等の避難管理上の措置を講じるよう規定したものである。

２　本条は、個室型店舗の安全の確保を図るため、次に掲げる措置を講じることを義務付けたものである。

⑴　遊興個室の避難通路に面して設ける外開き戸を自動的に閉鎖する構造とし、これを適切に管理すること。

⑵　非常時には、直ちに個室型店舗内に避難上有効な明るさを確保すること。

⑶　人目に触れやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、利用者等に対し、避難方法等について周知すること。（条例第５４条で規定）

３　用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。

「前各号に掲げるもののほか、遊興個室を設け、当該遊興個室において客の遊興の用に供する設備又は物品を利用させる役務を提供する業務を営む店舗」とは、政令別表第１⑵項ニに掲げる用途に類する個室型店舗を想定しており、省令第５条第２項第２号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗及び同項第３号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第２条第１号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）に該当しない個室型店舗を含むものであること。

ただし、貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワ

一室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まない。

4　「**遊興の用に供する個室（遊興個室）**」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

　また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興個室には含まれないものであること。

5　「**これに類する施設を含む。**」とは、政令別表第１⑵項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

　例えば、床面及び天井面を除いたすべての面が、間仕切り壁、パーティション、建具、カーテン等で囲まれているもので、上下に欄間等の開口部を有するものは個室に含む。

　また、出入口に扉等が設けられていないものは、「床面及び天井面を除いたすべての面が囲まれている」に該当しないため、個室ではないものである。

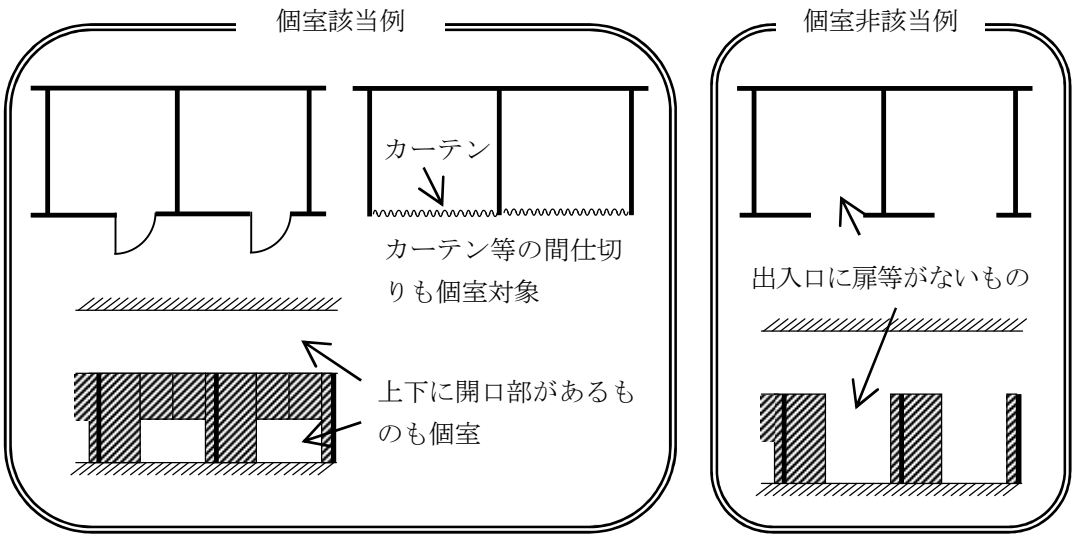

6　「**避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）**」とは、遊興個室の出入口の扉として、外開き戸、内開き戸、引き戸、スイングドア、折戸など（カーテンやパーティションで仕切られたものを含む。）があるが、遊興個室の出入口として避難通路に面した部分に設けられる避難通路側へ開く構造の扉を規制の対象とするものである。

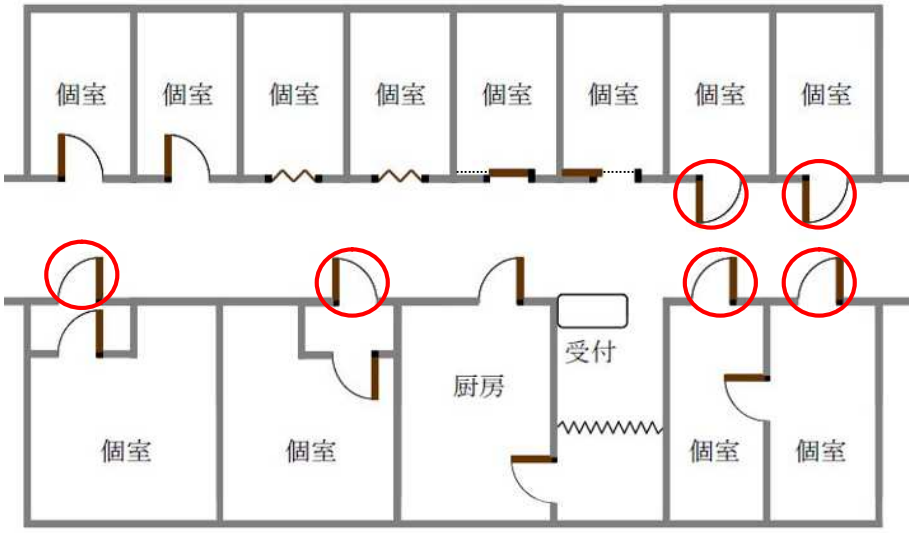

○：規制の対象となる避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）

7　ただし書の「**当該戸を開放した場合において避難上支障がないと認められるとき**」の適用に当たっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

⑴　遊興個室の外開き戸が、開放されたどの状態であっても、この個室が面する避難通路の有効幅員が十分に広く、避難に支障がないものと判断されるものであること。

⑵　「避難通路の有効幅員が十分に広く」とは、避難通路の片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との幅、また、避難通路の両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅がそれぞれおおむね６０cm以上確保できているものであること。

《避難に支障がないと認められる場合》

対面又は避難通路の内壁に面する個室の外開き戸が、開放されたどの状態であっても避難通路の有効幅がおおむね６０cm以上確保できている場合

＊　おおむね６０cmとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである。

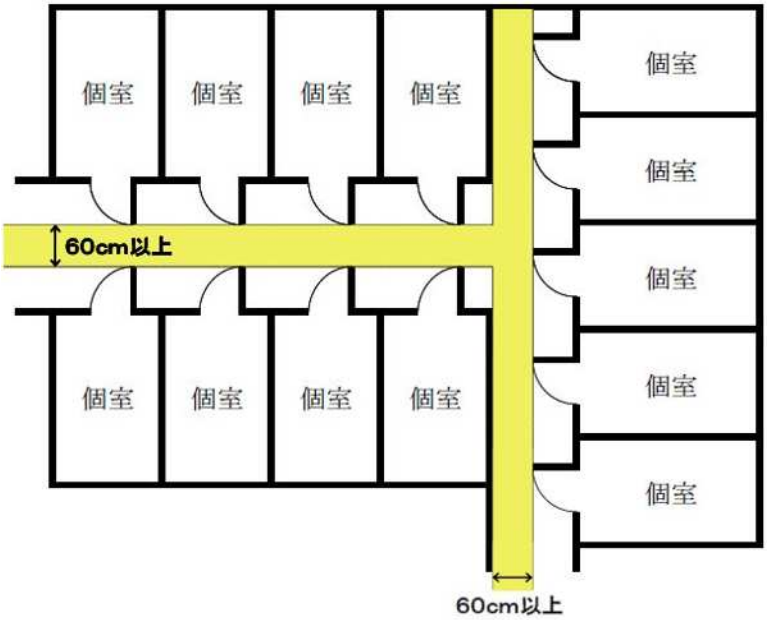

《避難に支障がないと認められず、個室の外開き戸に自動閉鎖措置をとる必要がある場合》

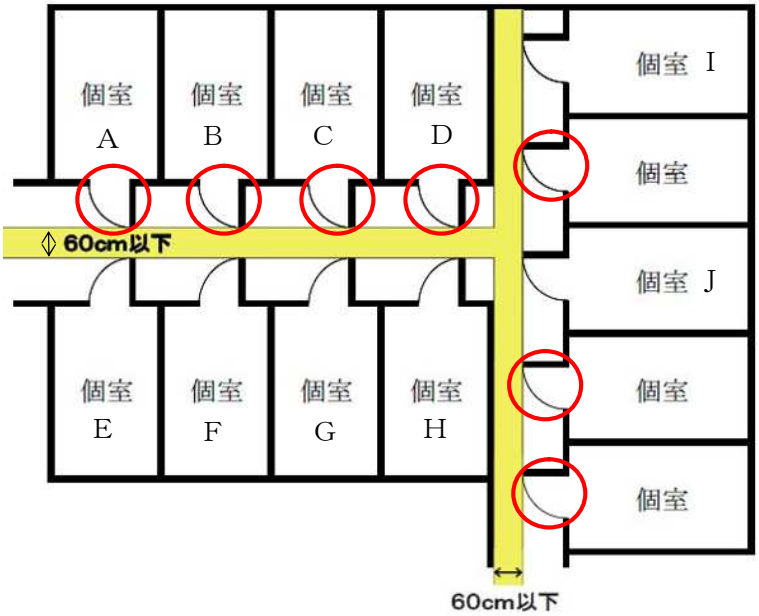

・　個室Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈの外開き戸は、対面する個室Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの外開き戸が自動閉鎖措置されることにより避難通路の有効幅が６０cm以上確保されているもの

・　個室Ｉの外開き戸は、開放されたどの状態であっても他の個室の客の避難障害とならないもの

・　個室Ｊの外開き戸は、開放されたどの状態でも、他の扉や通路の壁等との間に６０cm以上の有効幅員が確保されているもの

○：自動閉鎖措置が必要な外開き戸

⑶　遊興個室の避難通路に面して設ける戸（外開きのものに限る。）を自動的に閉鎖する構造とする場合にあっては、できる限り避難通路の有効幅員が直線状に確保されるよう指導すること。

《有効な措置例》

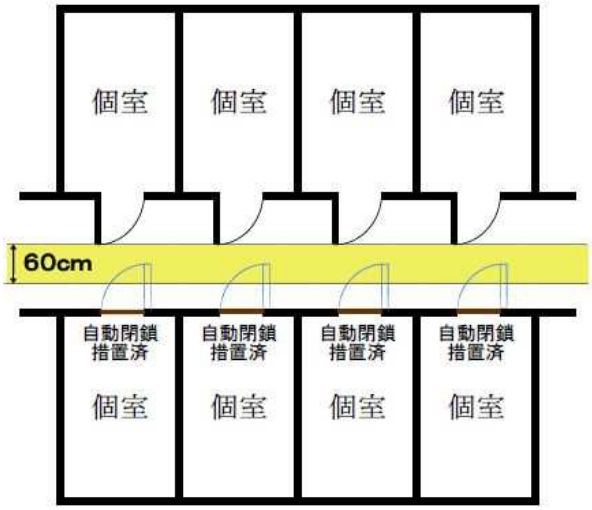

《有効性に欠ける措置例》

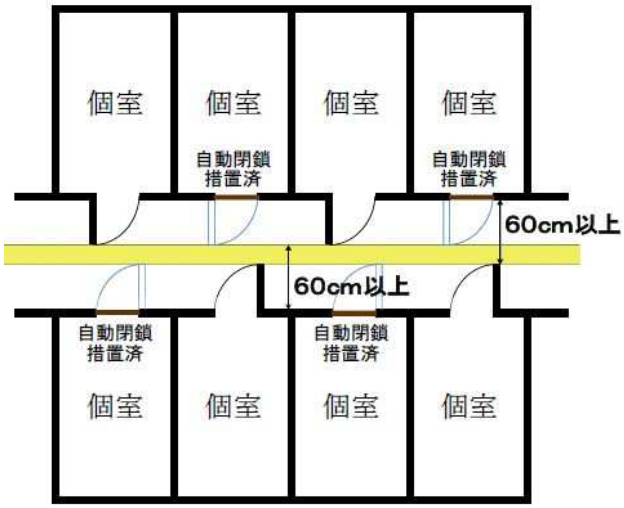

８　本条第２項は、店舗内の照明の照度を落とすなどの特殊な照明効果を施している個室型店舗にあっては、自動火災報知設備が発報した場合や火災等を覚知した場合などの非常時において、直ちに店舗内の避難上有効な明るさを確保することを規定したものである。

これは、個室型店舗の多くが２４時間営業で、深夜帯などにおいては仮眠ができる営業形態であり、常時あるいは時間帯によっては店舗内の照明を暗くしている店舗が見受けられることから、個室型店舗の関係者に避難上有効な明るさの確保を義務付けたものである。

９　「**避難上有効な明るさ**」とは、利用客が避難行動を行うに当たって、支障のない明るさをいう。避難上有効な明るさの確保により、個室型店舗の関係者による適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置である。

10　明るさの確保の方法については、個室型店舗の関係者が間引き消灯している照明を点灯させること、調光器によって照度を下げている照明を明るくすることなどである。

11　個室型店舗の関係者に対しては、非常時において、直ちに避難上有効な明るさが確保できるよう、消防計画に、通報、初期消火の要領とともに、店舗内の照明スイッチ位置を点灯させ、避難誘導に当たるなど、火災発生時の行動手順等を規定するなどの措置を講じるよう指導すること。

また、個室型店舗の新築等の際には、関係者が速やかに明るさを確保できるよう、受付付近への照明スイッチを配置することなどを指導すること。

12　個室型店舗以外の政令別表第１に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、本条は適用されるものであること。

（百貨店等の避難通路等）

第５０条　百貨店等の階のうち、売場又は展示場（以下「売場等」という。）の床面積が１５０平方メートル以上のものの売場等には、屋外に通ずる避難口又は階段に直通する有効幅員１．２メートル（売場等の床面積が３００平方メートル以上３，０００平方メートル未満のものにあっては１．６メートル、３，０００平方メートル以上のものにあっては２．０メートル）以上の主要避難通路を１以上保有しなければならない。

２　百貨店等の階のうち、売場等の床面積が６００平方メートル以上のものの売場等には、前項の主要避難通路のほか、これに通じる有効幅員１．２メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

３　第１項に規定する主要避難通路は、他の部分と明確に区分することができるように表示しなければならない。

４　百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該屋上広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解釈及び運用】

１　本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、更に百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

２　売場又は展示場（以下「売場等」という。）とは、販売のための商品を陳列してある部分及び製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等の客の集合しない部分は、本条の適用はない。

３　第１項

⑴　「**屋外に通ずる避難口又は階段に直通する**」とは、避難階に設ける主要避難通路にあっては屋外への避難口に、避難階以外の階にあっては下階（地階の場合は上階）に通じる階段に直通する、の意味である。この場合において、「**階段に直通する**」とは、階段へ通じるすべての出入口に主要避難通路を直通させることをいう。（図１、図２参照）

なお、「直通」については、第４７条の【解釈及び運用】12を参照のこと。

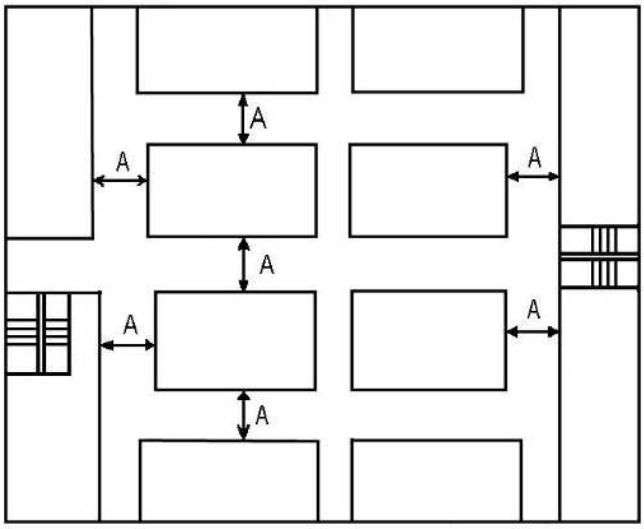

図１　階段に直通する主要避難通路の保有例

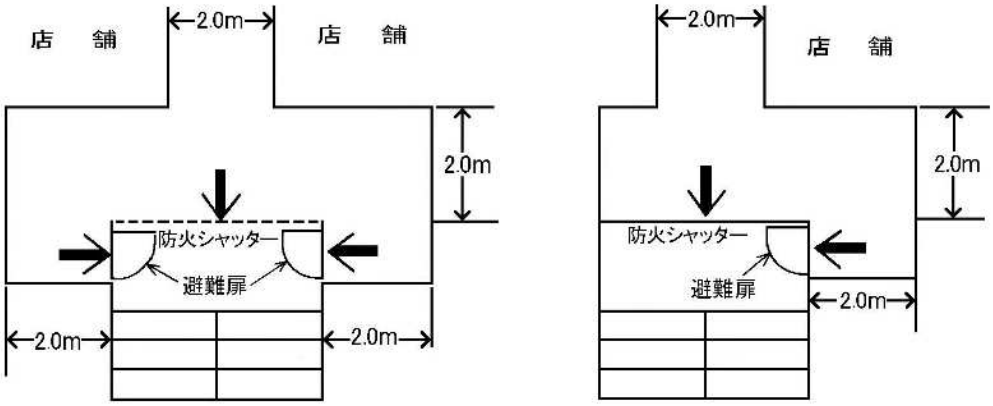

図２　階段付近の主要避難通路の設置例

⑵　主要避難通路に建築基準法施行令第１１２条に規定する特定防火設備のうちの防火シャッターを設ける場合であっても、当該防火シャッターに近接して常時閉鎖式防火戸（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられ、かつ、当該防火戸へ至る通路を避難上有効に確保されているときは、当該主要避難通路を本項の規定に適合しているものとして取り扱う。（図３参照）

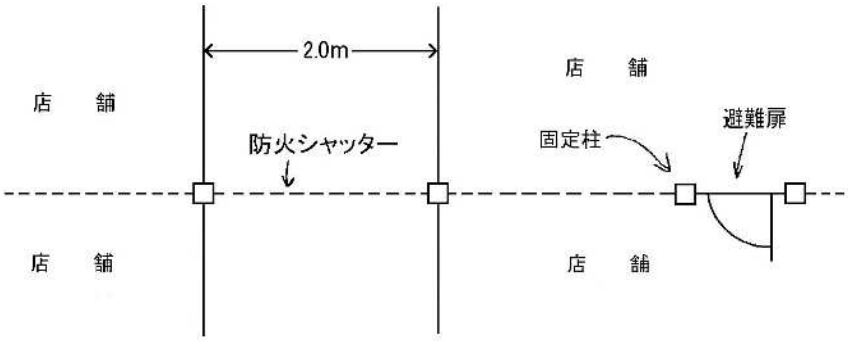

不適合例（主要避難通路と離れた位置に防火戸が設けられている。）

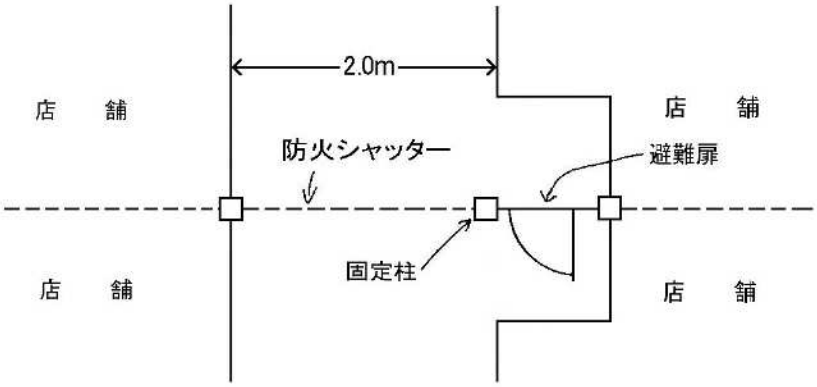

適合例（主要避難通路の直近の位置に防火戸が設けられている。）

図３　主要避難通路における防火シャッターの設置例

⑶　来客の集合しない部分に設けられた階段であっても、来客が避難時に使用する階段であれば、

売場等から当該階段に至る通路の幅員は、主要避難通路と同じ有効幅員を確保するよう指導すること。（図４参照）

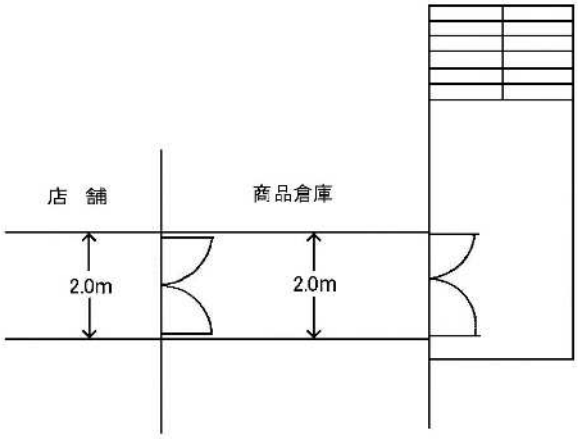

図４　階段に至る通路の幅員

⑷　物品販売業を営む店舗のうち、家具店、古美術店、仏具店等、常時多数の客が入らない業態で、その階の店舗部分の床面積が300㎡未満のものにあっては、次の各条件を満たす場合は、この規定によらず通路幅を有効75㎝以上とすることができる。

ア　売場等の階数が２以下で、かつ、避難階及びその直上階若しくは直下階のみのものであること。

イ　避難階にある売場等には、歩行距離30ｍ以内に屋外への出口があること。

ウ　避難階の直上階又は直下階にある売場等には、歩行距離20ｍ以内に直通階段（避難階において歩行距離10ｍ以内に屋内へ出口を有しているものに限る。）があること。

４　第２項

⑴　「補助避難通路」については、売場等の各部分から歩行距離15ｍ以内で主要又は補助避難通路のいずれかに達することができるよう配置するものとする。

⑵　主要避難通路及び補助避難通路の保有例を図５に示す。

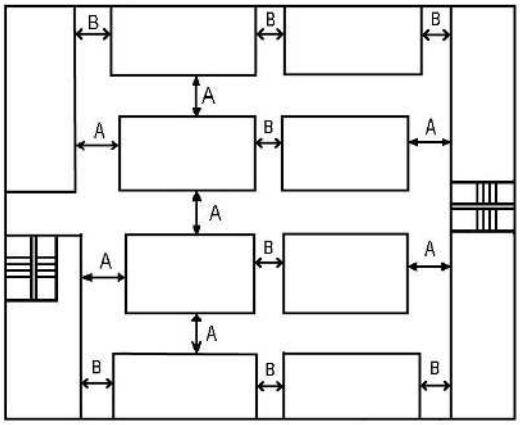

	幅	売場等の床面積
A（主要避難通路）	1.2ｍ以上	150ｍ^{2}以上
	1.6ｍ以上	300ｍ^{2}以上
	2.0ｍ以上	3,000ｍ^{2}以上
B（補助避難通路）	1.2ｍ以上（売場等の床面積が600ｍ^2）	

図５　主要避難通路及び補助避難通路の保有例

5　第３項

「**他の部分と明確に区分することができるように表示しなければならない**」とは、主要避難通路の床の色彩、模様、材質等を他の部分と変えること、及びペイント、テープ等で表示することをいう。しかし、陳列ケース、商品棚等により売場等と主要避難通路とが明確に区分されている場合は、ペイント、テープ等で重ねて表示する必要はない。

6　屋上広場とは、建築基準法令に基づき、又は任意に設置された避難用屋上広場をいう。

⑴　「**避難の用に供することができる屋上広場**」とは、次に掲げるものをいう。

ア　屋上の直下階から数えて５以内の階（避難階を除く。）のうち、床面積が最大の階の２分の１以上の面積を有するもので、建築基準法施行令第１２６条第１項に規定する手すり等を設け、かつ、階段が下階から通じているものをいう。

イ　屋上広場が２以上の階の屋上にまたがる場合で、屋上広場相互を屋外階段又はスロープで避難上有効に連絡されているものは、その面積を合算したものを屋上広場の面積とする。

⑵　「**避難上有効に**」とは、若干のベンチ、植木鉢等については、有効に確保されているとみなすことができる。

（劇場等の定員）

第５１条　劇場等の関係者は、次の各号に掲げるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

⑴　客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと。

ア　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を４０センチメートルで除して得た数（１未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を０．２平方メートルで除して得た数

ウ　その他の部分については、当該部分の床面積を０．５平方メートルで除して得た数

⑵　客席内の避難通路に客を収容しないこと。

⑶　１のます席には、屋内の客席にあっては７人以上、屋外の客席にあっては１０人以上の客を収容しないこと。

⑷　出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【予防規則】

（標識等）

第６条　条例第１２条第１項第７号（条例第９条の３、第１２条第３項、第１２条の２第２項、第１３条第２項及び第３項並びに第１４条第２項及び第４項において準用する場合を含む。）、第１８条第３号、第２４条第２項及び第３項、第２９条第６項、第５１条第４号並びに第５４条の９第５号に規定する標識、表示板又は満員札の大きさ及び色は、別表のとおりとする。

別表（第６条関係）

標識等の種類		大きさ		色	
		幅	長　さ	地	文字
（中略）	（中　　略）	（中　略）	（中　略）	（中略）	（中略）
7	条例第５１条第４号に規定する定員を記載した表示板	センチメートル ３０	センチメートル ２５	白	黒
8	条例第５１条第４号に規定する満員札	３０	２５	赤	白
（中略）	（中　　略）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）

【解釈及び運用】

1　本条は、いわゆる定員管理に関する規定であって、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

2　第１号

第１号の規定による定員が入場者１人当たりの占有部分、避難通路の数及び幅員等によって定まる客席の各部分の収容許容人員の合計数を超える場合においては、これらの部分を有する劇場等の定員は、第１号の規定にかかわらず、各部分の具体的収容許容人員の合計数を超えて客を入場させることはできない（いずれか少ない数による。）ものとする。

３　第１号ウ

「**その他の部分**」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場（おおいりば）を設ける部分その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。

４　第２号

客席内の通路は、すべて第２号の避難通路に該当し、第４７条から前条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することができない。

したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

５　第４号

定員表示板に表示する数は、２に述べたいずれか少ない数を記載すべきである。

なお、関係者がこの条例の規定により算出される定員を下回る数を定員と定め、これを表示することは妨げない。

⑴　「**表示板**」とは、予防規則別表７及び８の項に掲げるとおりである。

⑵　「**その他公衆の見やすい場所**」とは、例えば入場券販売窓口、外壁等をいう。また規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場販売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ掲出しなければならない。

（避難施設の管理）

第５２条　令別表第１に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路、屋上広場、前面空地、バルコニーその他の避難のために使用する施設は、次の各号に掲げるところにより避難上有効に管理しなければならない。

⑴　避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、滑り等を生じないように常に維持すること。

⑵　避難口に設ける戸は外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の防火対象物について避難上支障がないと認められる場合は、内開き以外の戸とすることができる。

⑶　避難口に設ける戸は、公開時間、従業時間その他多数の者が当該防火対象物を使用している時間内は、容易に内部から開放することができるようにしておくこと。

⑷　避難のために使用する施設の付近には、危険物、可燃性のガス等を収納し、又は充てんした容器を置かないこと。ただし、避難上支障とならないような措置を講じたときは、この限りでない。

【解釈及び運用】

１　本条は、政令別表第１に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備の設置及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持及び避難口に設ける戸の管理について規定したものである。

２　廊下、階段、出入口（非常口）等については、主として建築基準関係法令に、その設置についての技術上の基準が定められており、特に建築基準法施行令第５章第２節には、特殊建築物等に設ける廊下、階段、出入口の設置個数、配置方法、幅の合計、構造等に関する具体的な定めが設けられているが、本条は、建築基準関係法令に基づき設置された避難施設等のみに限定した規定ではない。

「**避難口**」とは、非常時の避難専用として設けた開口部及び日常、人が出入りするために設けた開口部のうち非常時の避難のためにも使用する開口部をいい、本条において具体的には次に掲げるものを対象とする。ただし、従業員用の通用口等、避難のために使用することを想定していない出入口については含まないものとする。

⑴　屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口

⑵　避難階又は地上に通ずる直通階段及びその附室の出入口

⑶　第４７条、第４９条又は第５０条の規定により設ける避難通路を通じさせる出入口

「**その他避難のために使用する施設**」とは、ひさし、スロープ、ドライエリア（階段、タラップ等で地上に通じているものに限る。）などをいう。

３　第１号の「**つまずき、滑り等を生じないように**」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凸凹などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくすることをいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。

４　第２号は、政令別表第１に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸一般について、外開きを原則とすることとした。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないことに注意を要する。

なお、劇場等における出口の戸の開き方向については、建築基準法施行令第１１８条及び第１２５条第２項において規定されているので留意すること。

「**廊下、階段等の有効幅員を挟めないような構造**」とは、戸が１８０度に開放でき、壁と平行

となる構造をいう。

「**避難上支障がないと認められる場合**」とは、避難口付近で大規模な滞留等が発生するおそれがない場合等をいい、利用者の人数、避難口の大きさ、避難口の数等個別の状況に応じて判断する。

「**内開き以外の戸**」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸、シャッター等が考えられるが、シャッターの場合は、くぐり戸付きに限るものとする。

5　第３号

「**容易に内部から開放できる**」とは、避難しようとする際に、かぎ、ＩＤカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。

6　第４号

⑴　「**付近**」とは、次に掲げる場所とする。

ア　おおむね３ｍ以内とする。

イ　階段下は含むものとし、間仕切壁及び建具等で仕切られた場所は含まない。

⑵　「**避難上支障とならない措置**」とは、耐火構造の壁、床、屋根又は天井で区画され、窓、出入口等に防火戸（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けた場合などをいう。

（防火設備の管理）

第５２条の２　令別表第１に掲げる防火対象物の防火設備（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

⑴　防火設備（防火戸を除く。）は、随時閉鎖し、又は作動することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その付近には閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

⑵　防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

２　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の防火設備（建築基準法施行令第１１２条第１１項の規定による区画に用いられるものに限る。）にあっては、物件をおいてはならない範囲を床面等に表示しなければならない。

⑴　令別表第１⑷項、⑸項イ、⑹項イ又は⑹項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が３，０００平方メートル以上のもの

⑵　令別表第１⒃項イに掲げる防火対象物で、前号に掲げる防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートル以上のもののうち、当該用途に供する部分

【解釈及び運用】

１　本条は、政令別表第１に掲げる防火対象物の防火設備（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備をいう。）に関する管理上の基準を規定したものである。

２　建築基準法令に基づき設置された防火設備が有効に機能するよう定めたもので、建築基準法施行令第１１２条第２０項の常時適法な状態に維持することは包括的なもので、本条においては、具体的に維持管理義務を定めたものである。

３　第１項

⑴　第１号

「**随時閉鎖し、又は作動**」とは、火災の際、煙感知器等と連動して防火設備を作動させる方式と常時、機械的に防火設備を閉鎖し又は作動させておく方式等がある。

閉鎖又は作動の障害となる物件とは、自動販売機、看板、商品、机、椅子、ロッカー、棚、かさ立て、玄関マット等防火設備の閉鎖又は作動障害となる物件をいう。また、ダンボール等を放置することも含まれる。

⑵　第２号

火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは目的に反することから、当該防火設備の近くには、火炎の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

「**防火設備に近接**」とは、当該防火設備の周辺のおおむね１ｍ以内とする。

４　第２項

⑴　第１項第１号に「防火設備の付近には閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと」と規定されているが、その中でも、たて穴区画に用いられる防火設備の閉鎖又は作動範囲に物件を存置した場合、火炎や濃煙が階段等を経て急速に上階へ拡大することが予想されることから、一定の用途及び規模を有する事業所のたて穴区画に用いられる防火設備にあっては、床面等に当該防火設備の閉鎖又は作動範囲を表示しなければならないことを規定したものである。

⑵　本項の規制対象となる防火対象物は、政令別表第１⑷項、⑸項イ、⑹項イ、⑹項ロ及び⒃項イ（当該用途が存する部分に限る。）に掲げる防火対象物である。この場合において、政令別

表第１⑯項イに掲げる防火対象物にあっては、当該用途に供される部分に存するたて穴区画が規制の対象となる。（図１参照）

しかし、当該用途以外の用途においても、物件の存置による防火設備の閉鎖又は作動障害が認められる場合は、上記用途に準じて床面等の表示を指導すること。

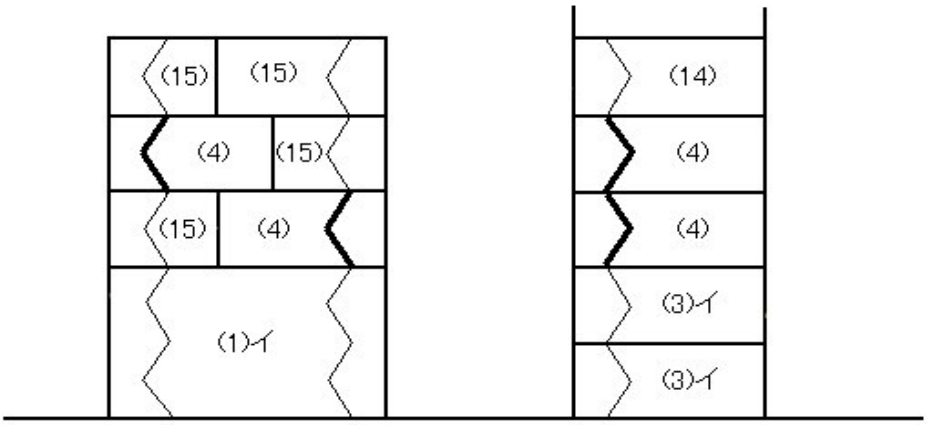

図１　⑯項イの規制部分（太字部分が対象）

なお、規制対象となる防火対象物のうち、政令別表第１⑷項及び⑸項イに掲げる防火対象物にあっては、従業員等が専用に利用するバックヤードの階段等の部分に物件が存置される状況が認められることから、当該部分の床面等の表示を徹底させること。

⑶　「**建築基準法施行令第１１２条第１１項の規定による区画**」とは、いわゆる「たて穴区画」と呼ばれるものであり、機械室、倉庫等の防火設備であっても、たて穴区画の規定が適用される場合は、規制対象となる。ただし、エレベーター及び小荷物専用昇降機の昇降路の戸については、通常、物件が存置されないことから、規制対象から除くものとする。

なお、本項の規制の対象となる防火設備は、火災の際に自動的に閉鎖又は作動する構造のものをいい、常時閉鎖又は作動式のものは含まれない。

⑷　「**物件を置いてはならない範囲**」とは、物品が存置された場合、防火設備の閉鎖又は作動時に障害が生じる範囲をいう。

⑸　「**床面等に表示**」とは、物件を存置してはならない範囲の床面とそれ以外の床面を明確に区別できるような色彩、模様、材質等で表示することをいう。（図２参照）

この場合において、床面がじゅうたん、カーペット等で覆われているときは、当該範囲のじゅうたん、カーペット等の色彩等を変化させて表示すること。

なお、床面に表示することが困難な場合は、防火設備本体又はその直近の見やすい箇所に物件を存置してはならない旨及びその範囲を表示するものとする。この場合の表示は、容易に判別することができるもの（色彩、文字の大きさ等）とすること。（図３参照）

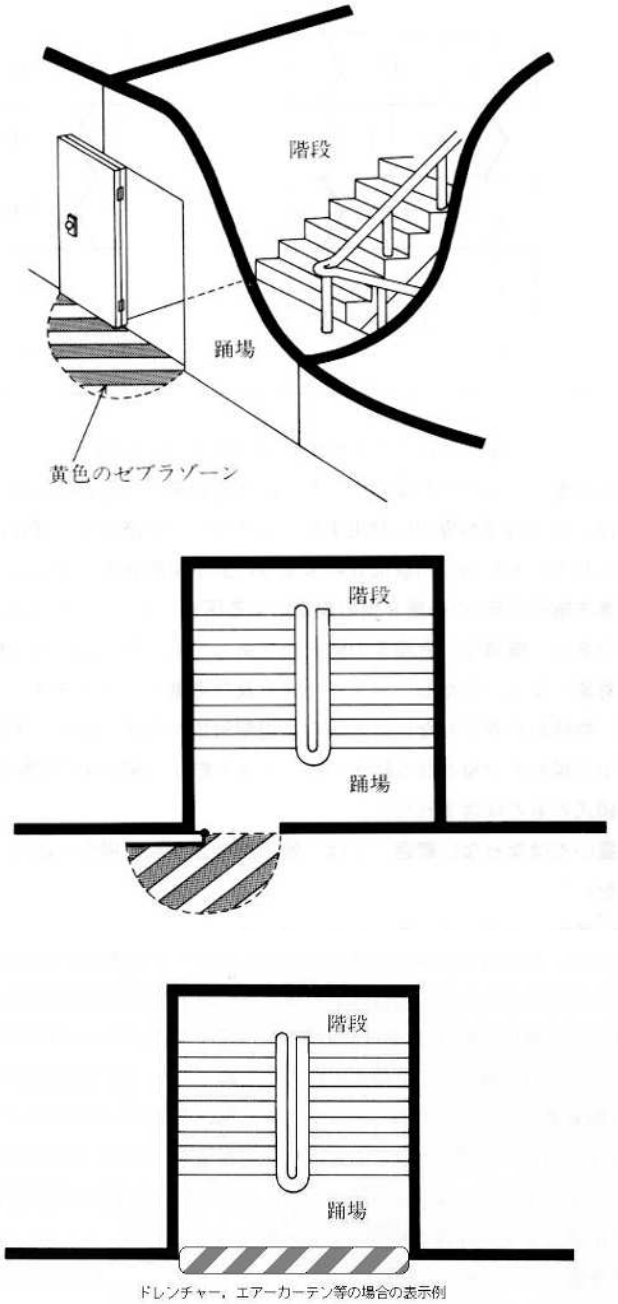

図２　物件を置いてはならない範囲の床面表示例

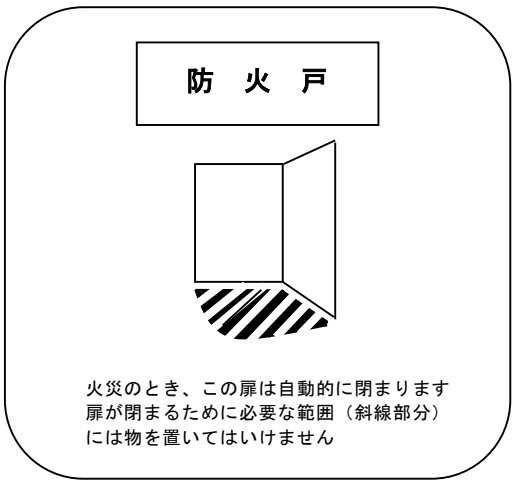

概ね２０cm角
白地、文字及び絵等は緑系統

図３　防火設備本体の見やすい箇所への表示例

（準用）

第５３条　第４７条、第４８条、第４８条の２、第４９条の２から第５２条まで及び前条第１項の規定は、防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場の用途に供する場合について準用する。

【解釈及び運用】

1　本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用されている防火対象物又はその一部を、一時的に劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

なお、条例制定時（昭和３７年３月１日京都市条例第３３号）は適用される防火対象物の範囲を「体育館、講堂その他これらに類する防火対象物」として非特定用途に限った運用をしていたが、平成６年９月２２日京都市条例第２２号により適用される防火対象物の範囲をすべての防火対象物に拡大したものである。

2　「**一時的に**」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ、他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に復することが明らかな場合をいう。

3　本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場について規定したものではない。本条の防火対象物は、他に本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場は、他に用途を有しないから、劇場等、ディスコ等、個室型店舗又は展示場自体にほかならず、第４７条、第４８条等において既に措置済みであるからである。

4　本条による第４７条第１号及び第４８条第１号の規定の準用の結果、一時的に劇場等の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないことになる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、第４８条の２の適用の余地が大きいものと思われる。例えば、長いす又はパイプいすを数脚連結したものを使用する場合などが含まれる。

（避難経路図の掲示等）

第５４条　劇場等、個室型店舗、百貨店等、旅館、ホテル、病院その他火災が発生した場合に多数の人命に危険を生じるおそれのある防火対象物においては、次に掲げるところにより、避難上必要な措置を講じなければならない。

⑴　各室（遊興個室を含む。）及び廊下、待合所その他の人目に触れやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、入場者、利用者等に対し、避難口、避難階段、避難器具の設置場所、災害発生時の通報、避難方法等について周知させること。

⑵　就寝施設を有するものにあっては、収容人員数に応じ、就寝場所に適当な数の携行用電灯を常備すること。

【解釈及び運用】

本条は、人命安全を図るため、人命危険を生じるおそれのある防火対象物に対し、避難経路図の掲出及び携行用電灯の常備を義務付けたものである。

１　第１号

⑴　「**各室（遊興個室を含む。）及び廊下、待合所その他の人目に触れやすい場所**」とは、次に掲げる場所をいう。

ア　劇場等　　ロビー、喫煙所、廊下、階段等の部分

イ　個室型店舗　　遊興個室、受付、待合所等の部分

ウ　百貨店等　　階段、エレベーターホール、エスカレーターの乗降口、喫煙所等の部分

エ　旅館、ホテル、宿泊所等　　客室、廊下、階段、ロビー等の部分

オ　病院、診療所等　　病室、待合所、廊下、階段等の部分

カ　蒸気浴場、熱気浴場等　　受付、待合所、脱衣室等の部分

キ　地下街　　通路、階段及び地上への出入口部分

⑵　「**避難経路図**」とは、現在地から屋外へ通ずる避難経路を示すものであり、現在地が一見して分かる次の事項が記載されたものである。

ア　避難施設及び避難器具の設置場所

イ　現在地からの２以上の避難経路

ウ　避難上の留意事項

⑶　避難経路図の大きさについては、特に定めはなく設置場所に応じた大きさとすることができるが、誰が見ても一見して現在地と避難経路が識別できるものとしなければならない。

⑷　作成例として、避難経路図の大きさは、おおむね１ｍ×１ｍ以上を基準として緑色による縁取りを施し、上記⑵の事項が記載され、現在地から２方向以上に避難できる経路を赤色で示したものなどがある。

⑸　「**周知**」とは、場内放送、注意書き、施設設備の利用案内書への記載、口頭等の方法によるものとする。

2　第２号

⑴　「**適当な数**」とは、１室に１個の割合とする。大部屋にあっては、おおむね５人に１個とする。ただし、カプセル型の就寝設備を設置する宿泊施設にあっては、一のカプセル型の就寝設備に１個の割合とする。

⑵　「**携行用電灯**」とは、避難上有効な明るさが確保できる電灯をいう。

（非常用の進入口の管理）

第５４条の２　令別表第１に掲げる防火対象物の非常用の進入口（建築基準法施行令第１２６条の６の規定により設けられた非常用の進入口（同条第２号に規定する開口部を含む。）をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるところにより、消防の活動の支障とならないよう適切に管理しなければならない。

⑴　非常用の進入口の付近には、消防の活動に支障となる物件を置かないこと。

⑵　非常用の進入口に面する空地等は、消防ポンプ自動車その他の消防の用に供する車両及び人命の救助を行うため必要な救助器具を有効に活用することができるように確保しておくこと。

【解釈及び運用】

１　災害時において、防火対象物内の逃げ遅れた人々の救出活動及び消防隊等の消防活動を円滑に行うため、建築基準法施行令第１２６条の６に規定にされている非常用の進入口（同条第２号に規定する開口部を含む。以下「非常用の進入口等」という。）の付近及び非常用の進入口等に面する空地等を適切に管理するよう義務付けたものである。

２　「**非常用の進入口の付近**」とは、建築基準法施行令第１２６条の７第５号に規定されているバルコニー及び下図に示す斜線部分をいう。

非常用の進入口等

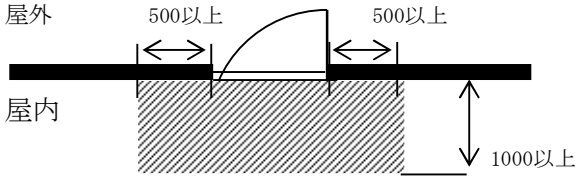

単位：ミリメートル

３　「**物件**」とは、机、椅子、ロッカー、棚、自動販売機、看板、商品等をいい、パーテーション、間仕切り壁等の建築物の部分も含むものとする。

４　「**空地等**」とは、建築基準法施行令第１２６条の６に規定されている道に通じる通路その他の空地をいう。

５　「**消防の用に供する車両**」とは、消防隊、救助隊、本部指揮隊、本部救助隊、署指揮隊、特別装備隊及び支援隊が運用する車両をいう。

６　「**人命救助を行うための救助器具**」とは、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和６１年自治省令第２２号）別表第１に掲げる器具をいう。主な救助器具には、かぎ付はしご、三連はしご、金属製折たたみはしご等がある。

７　「**消防の活動に支障となる物件**」及び「**消防ポンプ自動車その他の消防の用に供する車両及び人命の救助を行うため必要な救助器具を有効に活用することができるよう**」とは、原則として次表により指導するものとする。

表　京都市火災予防条例第５４条の２に規定する消防の活動に支障となる物件等指導基準

物件等	空　地　等		非常用の進入口のバルコニー	
	規制	制　限　等	規制	制　限　等
門又は門状工作物	△	高さ：4m以上 幅：前面道路幅員による検討 統一錠を設置		
トンネル状通路	△	高さ：4m以上 幅：面する通路幅員による検討		

渡り廊下	△	高さ：４m以上 幅：面する通路幅員による検討		
植樹	×		×	植木鉢、プランター等も不可
花壇	×		×	植木鉢、プランター等も不可
芝生	△	構造、強度を検討		
池	×		×	可動式も不可
柵、バリカー	△	統一錠を設置、可動式は可		
ネットフェンス	×			
橋	△	構造、強度を検討		
地下工作物	△	構造、強度を検討		
電柱類	×			
架空線	△	高さ：４m以上		
遊技施設	×		×	可動式も不可
ベンチ	△	可動式は可	×	可動式も不可
看板（アーチ状含む）	△	高さ：４m以上	×	可動式も不可
テント類	△	可動式は可	×	可動式も不可
駐車、駐輪スペース	×	原則不可		
その他	△	ゴミペール等可動式は可	×	可動式も不可

注　規制欄中×印は禁止のもの、△印は制限を受けるものを示す。

（高層建築物等における可燃性の物品等の使用制限）

第５４条の３　防火対象物のうち、高さが３１メートルを超える部分においては、危険物、液化石油ガス、アセチレンガス等を貯蔵し、又は使用してはならない。ただし、特に必要があると認められる場合において、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項に規定する防火対象物の部分及び地下街において使用する机、いす、ロッカーその他これらに類するものは、準不燃材料で造られたものを使用するように努めなければならない。ただし、用途上やむを得ないもの又は高さが３１メートルを超える部分にある個人の住居において使用するものにあっては、この限りでない。

【解釈及び運用】

１　高層建築物及び地下街は、災害時の消防活動が困難なことから防災上厳しい規制がある。更に、条例においても、これらの防火対象物の部分について、火災予防上必要な措置を義務付けたものである。

２　第１項

⑴　「**危険物、液化石油ガス、アセチレンガス等**」とは、危険物、液化石油ガス、アセチレンガスのほか火災予防上危険な物品をいい、水素ガスなどの可燃性ガスを含むものとする。ただし、都市ガスは除くものとする。

　なお、個人の住居において日常生活に使用するもの（カセットコンロのガスボンベ、石油ストーブの灯油等）及び道路運送車両法の保安基準を満たしている車両の燃料タンク内の燃料及び潤滑油については、本項の規制の対象外とする。

⑵　「**特に必要な場合**」とは、次に掲げるものを含むものとする。

ア　レストラン等で使用するワゴンサービス用の危険物及び液化石油ガス

イ　建築工事等に使用するアセチレンガス、塗料等

ウ　建築設備、消防用設備等の非常動力源用の燃料

エ　変圧器、油入遮断器などに使用する危険物

オ　日常生活に必要なボイラー設備及び自家発電設備等の燃料

３　第２項

「**用途上やむを得ない**」とは、応接セット、和風飲食店のテーブル、カウンターなど形態的、用途的に準不燃材料以上の防火性能を有する材料で造られたものを使用することが困難である場合をいう。

第６章の２　文化財の防火管理

本章は、昭和４８年の改正時に加えられたもので、多くの指定された文化財が所在する本市として、文化財を火災から守るために必要な措置について定めたものである。

主な内容は、文化財付近での喫煙、たき火等の制限、文化財の建造物における防火管理者の選任、文化財の美術工芸品等の防火管理、幕、カーテン等の防炎処理、文化財の美術工芸品等を公開する場合の火災予防措置、文化財の公開等の届出についてである。

（喫煙、たき火等の制限）

第５４条の４　次の各号に掲げる建造物の内部又は周囲の区域で消防長が指定するもの（以下「指定区域」という。）においては、みだりに喫煙し、又はたき火その他の裸火を使用してはならない。

⑴　文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品として認定された建造物（以下「指定建造物」という。）

⑵　文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財若しくは重要な文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品、書跡、衣服、器具等（以下「指定美術工芸品等」という。）が所在する建造物

⑶　前２号に掲げるもののほか、文化財（文化財保護法第２条第１項に規定する文化財をいう。以下同じ。）である建造物又は文化財が所在する建造物で、消防長が特にその内部又は周囲における火の使用を制限する必要があると認めるもの

２　指定区域の関係者は、当該区域でみだりに喫煙し、又はたき火その他の裸火を使用している者があるときは、これを制止しなければならない。

【予防規則】

（喫煙、たき火等の制限区域の指定）

第９条の３　条例第５４条の４第１項の規定による喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の指定は、告示して行うものとする。

【告示】

○京都市火災予防条例第５４条の４の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定

（制　　定 平成 ４年 ９月　１日京都市消防局告示第５号）

（最終改正 令和 ４年 ６月３０日京都市消防局告示第５号）

京都市火災予防条例第５４条の４の規定に基づき、喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域を次のとおり指定します。

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域

（以下略）

【解釈及び運用】

本条は、文化財の建造物の内部又は周囲の区域における喫煙、たき火等の制限について規定したものである。すなわち、文化財は火災により一旦焼失すれば、復元することは可能であっても文化財としての価値が失われてしまうことから、文化財の建造物の内部又は周囲の区域で消防長が指定

するもの（以下「指定区域」という。）においては、みだりに喫煙し、又はたき火その他の裸火を使用してはならないとし、人的な行為が原因となる文化財の焼失を防止しようとするものである。

１　第１項

⑴　「**周囲**」とは、建造物の軒先からおおむね10m以内（敷地外の部分を除く。）をいうほか、建造物の屋根が可燃性である場合等、建造物の状況を踏まえて消防長が火災の予防上必要と認める敷地内の区域とする。

⑵　「**みだりに喫煙し、又はたき火その他の裸火の使用**」とは、風俗習慣上又は宗教上の行事等を行うために必要な火気以外の火気の使用が該当する。風俗習慣上又は宗教上の行事等を行うために必要な火気の例としては、文化財における伝統的行事、宗教的行事等で使用されるろうそく、灯明、線香等及び生活の用に供されている建造物での生活に必要な炊事や暖房用の火気並びに建造物の用途において必要不可欠な火気が該当し、通常、防火管理が行われるものである。

なお、風俗習慣上又は宗教上の行事等を行うために必要な火気以外の火気であっても、次に掲げる火災予防対策が適正に講じられ、火災予防上支障がないと認められるときは、みだりに火気を使用することには該当しない。

ア　消火の準備

イ　適正な火気の取扱い

ウ　警戒要員の配置又は巡回監視の実施

上記の火災予防対策については、火気を使用する者に京都市火災予防規程第４９条の火気使用届出書を提出させて確認するものとする。ただし、風俗習慣上又は宗教上の行事等を行うために必要な火気以外の火気は、指定区域外で使用することを原則とし、止むを得ず指定区域内で使用する場合に、上記の対策を講じることを求めるものである。

⑶　第１号

「**重要な文化財**」とは、保護法第１８２条第２項の規定により、重要文化財以外の有形文化財で地方公共団体が条例により重要な文化財として指定されたものをいう。したがって、保護法、京都府又は京都市の文化財保護条例に規定されている「登録」による文化財は、これには含まれない。

「**建造物**」とは、建築物、土木構造物その他の工作物をいう。

⑷　第３号

前⑴に規定する建造物のほか、保護法第２条第１項に規定する文化財の建造物又は文化財が所在する建造物のうち、消防長が特にその内部又は周囲における火の使用を制限する必要があると認めるものをいう。したがって、上記「登録」文化財はこれに含まれる。

⑸　制札について

京都市では、昭和３２年から指定区域において喫煙等が禁止である旨を表示した制札を掲げてきたが、令和３年度に制札の新設及び更新を中止することとし、制札の掲出について定めていた予防規則第９条の３第２項の規程を削除した（令和３年４月１日付け）。

なお、現在、各社寺等に掲出されている制札の取扱いに関し必要な事項は別に定めることとする。

【（参考）令和３年４月１日付け削除　予防規則第９条の３第２項】

（喫煙、たき火等の制限区域の指定） 第９条の３ ２　局長は、前項の区域を指定したときは、当該区域に制札を掲げるものとする。

【現在、掲出されている制札の様式例】

1　屋外用（木製）

2　屋外用（金属製）

3　屋内用（木製）

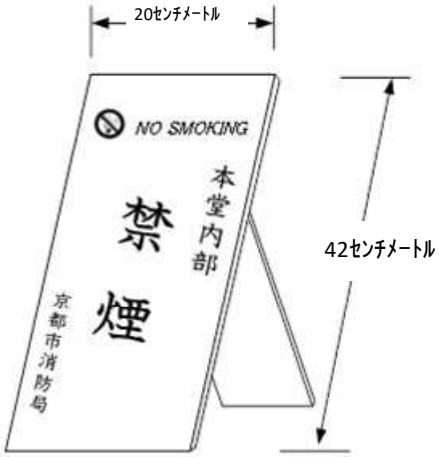

備考１　屋外用（木製）及び屋内用については、文字は黒色とする。

２　屋外用（金属製）については、文字は白色、その他の部分は茶色とする。

３　※印は、これに代えて指定区域を記載する。

２　第２項

第２項は指定区域において、制限されている行為をしようとする場合における関係者の制止義務を規定したものである。

「**関係者による制止義務**」及び「**制止**」については、第２４条第５項と同様である。

（防火管理者）

第５４条の５　指定建造物のうち、令第１条の２第３項に規定するもの以外のものの管理について権原を有する者は、法第８条第１項及び令第２条から第３条の２までの規定の例により防火管理者を定め、防火管理業務を行わせなければならない。 ２　第４６条の２第２項及び第４６条の３第１項の規定は、前項の場合について準用する。

【解釈及び運用】

本条は、指定建造物における自主防火管理の徹底を図るため、政令第１条の２第３項に規定するもの以外の指定建造物において、防火管理者を定めるとともに、消防計画の作成や消防訓練の実施など防火管理上必要な業務を行うことを義務付けたものである。

「**権原を有する者**」には、保護法第３２条の２第１項の規定により指定された指定管理団体は含まれる。（例えば、伏見区にある三宝院の指定管理団体は、醍醐寺である。）

その運用については、法第８条と同様である。

（指定美術工芸品等）

第５４条の６　指定美術工芸品等の管理について権原を有する者は、次の各号に掲げるところにより、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

⑴　搬出計画を樹立する等火災が発生した際、容易に搬出することができるようにすること。ただし、防火上有効な収蔵庫に収蔵する等防火上有効な措置を講じたとき、又は搬出することが困難であると認められるときは、この限りでない。

⑵　所在する場所又はその周囲において、みだりに火気を使用しないこと。

⑶　所在する場所に、消火器を１個以上設けること。

【解釈及び運用】

本条は、指定美術工芸品等の管理権原者に対し、火災予防上の措置を講じるべきことを義務付けたものである。

１　「**指定美術工芸品等**」は、不燃性のものを対象としない。ただし、屋内にある場合及び周囲に建築物がある場合は対象とする。

⑴　第１号

ア　「**搬出計画**」とは、京都市火災予防規程第５０条に規定する搬出計画をいう。（法第８条、第８条の２又は条例第５４条の５の適用を受けるものにあっては、当該防火対象物の消防計画に文化財の搬出に関する規定を設けるよう指導する。）

イ　「**防火上有効な収蔵庫**」とは、主要構造部を耐火構造とし、外壁の開口部に特定防火設備が設けられているものをいう。

ウ　「**防火上有効な措置**」とは、自動火災報知設備が設置され、ドレンチャー設備その他の消火設備が設置されていることをいう。

エ　「**搬出することが困難**」とは、個々の美術工芸品等の構造、形態、重量等の実態又は所有者（管理者）側の人員の状況から総合的に判断して搬出し難い状態をいう。

⑵　第２号

指定美術工芸品等が所在する場所又はその周囲における火気の使用に関する制限について規定したもので、「みだりに」とは第５４条の４、「火気」とは第１１条第４号と同様である。

「**所在する場所**」とは、指定美術工芸品等を収蔵する室をいう。ただし、塔建築、山門等の室として捉えることが適当でない場合については階とする。（以下、この章において同じ。）

「**その周囲**」とは、指定美術工芸品等を収蔵する室又は階のおおむね10m以内（敷地外の部分を除く。）をいう。

なお、指定美術工芸品等で屋外にあるもの及び移動するもの（例えば、祇園祭山鉾等）にあっては、付近の状況を勘案して火災予防上必要な措置を行うものとする。

⑶　第３号

政令第１０条第２項並びに省令第９条及び第１１条の規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア　指定美術工芸品等から歩行距離が20m以下となるように消火器を１個以上設けること。

イ　消火器の能力単位の数値は問わないこと。

ウ　指定美術工芸品等に適応した消火器とすること。

（幕、カーテン等の防炎）

第５４条の７　指定建造物において使用する指定美術工芸品等以外の可燃性の幕、カーテン、展示用合板その他これらに類するものには、防炎処理を施さなければならない。

【解釈及び運用】

⑴　「**これらに類するもの**」とは、帳、水引等で、その全部又は一部が床上２ｍ以下までつり下げられているもの又はじゅうたん等で床面、須弥壇等に敷かれた２㎡以上のものをいう。（障子紙は本条の対象としないが、防炎製品を使用するよう指導することが望ましい。）

⑵　「**防炎処理**」とは、法８条の３第１項に規定する防炎性能を有するものとする。この場合において、防炎性能試験を行うことが困難なものについては、防炎処理を施した旨の資料を提出させるものとする。

（公衆の出入りする指定建造物等の管理）

第５４条の８　指定建造物または指定美術工芸品等の所在する防火対象物のうち、当該指定建造物もしくは防火対象物またはその敷地内に公衆が出入りするものの関係者は、次の各号に掲げるところにより、火災予防上安全に管理するよう努めなければならない。

⑴　随時、巡回する等必要な監視をするとともに、監視の行き届かないおそれのある場所は、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

⑵　当該防火対象物またはその敷地内においては、みだりに火気を使用させないこと。

⑶　夜間は、閉門する等公衆が容易に当該防火対象物またはその敷地内に立ち入らないようにすること。

【解釈及び運用】

本条は、公衆の出入りする指定建造物等の管理について規定したものである。

「**公衆**」とは、「不特定かつ多数の者」をいうのみならず、場合によっては「特定かつ多数の者」をいうものである。

⑴　第２号

「**みだりに**」とは第５４条の４、「**火気**」とは第１１条第４号と同様である。

⑵　第３号

「**閉門する等**」とは、門扉の閉鎖はもとより、柵、縄張等の措置を講じるなど、具体的に立入制限の措置を行うことをいう。

（文化財の公開）

第５４条の９　所在する場所を変えて展覧会その他の催しにおいて指定美術工芸品等を公開しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

⑴　火災による被害を受けるおそれが少ない場所において行うこと。

⑵　火災が発生した際の搬出計画、消防用設備等の維持管理についての計画等防火管理に関し必要な計画を樹立すること。

⑶　随時、巡回する等必要な監視をすること。

⑷　公開場所に喫煙所を設ける場合は、火災予防上安全な場所に設けること。

⑸　公開場所（喫煙所を除く。）には、見やすい箇所に禁煙の旨を表示した標識を設けるとともに、喫煙している者があるときは、これを制止すること。

⑹　布、紙、合板等展示のために使用する可燃性の物品には、防炎処理を施すこと。

⑺　公開場所には、消火器を１個以上設けること。

【予防規則】

別表（第６条関係）

標　識　等　の　種　類		大きさ		色	
		幅	長さ	地	文字
（中略）	（中　略）	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
９	条例５４条の９第５号に規定する禁煙の旨を表示した標識	１５	３５	赤	白

【解釈及び運用】

本条は、指定美術工芸品等を所在する場所を変えて公開するときの火災予防上の措置について規定したものである。

「**所在する場所を変えて**」とは、公衆の観覧に供する目的で敷地外に移動させて公開する場合をいう。ただし、宗教的行事のために一時的に移動させる場合を除く。

⑴　第１号

「**火災による被害を受けるおそれが少ない場所**」とは、次に掲げるすべての条件を満たすものをいう。

ア　公開場所（公開の用に供する場所を含む。以下同じ。）が他の部分と隣接しているときには、公開場所と他の部分とは準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されていること。

イ　公開場所が避難階以外の階にあるときには、直通階段を有しているなど、火災発生時に指定美術工芸品等が容易に搬出できるものであること。

ウ　自動火災報知設備が政令第２１条に規定する技術上の基準により設置されている場所であること。

⑵　第２号

「**防火管理に関し必要な計画**」とは、火災が発生した場合における美術工芸品等の搬出に関すること、消防用設備等の維持管理に関することのほか、おおむね次に掲げる事項とする。

ア　火気及び電気に関すること。

イ　防災施設の点検、整備に関すること。

ウ　火災発生時の消火、通報及び避難誘導に関すること。

エ　自衛消防隊及び警備に関すること。

オ　定員の管理に関すること。

カ　防火上必要な教育に関すること。

⑶　第４号

「**喫煙所**」とは、第２４条第３項と同様のものをいい、喫煙場所には、第２４条第３項の規定の例により喫煙所である旨の標識を掲出するものとする。

「**火災予防上安全な場所**」とは、次に掲げるすべての条件を満たすものをいう。

ア　常時監視できる場所

イ　指定美術工芸品等から10m以上離れている場所

ウ　避難及び搬出に支障とならない場所

⑷　第５号

「**禁煙の旨を表示した標識**」とは、予防規則別表９の項に掲げるとおりとする。

⑸　第６号

「**防炎処理**」とは、第５４条の７の「防炎処理」に同じ。

⑹　第７号

「**公開場所**」とは、指定美術工芸品等を公開する室をいう。消火器を１個以上設けることについては、第５４条の６第３号に同じ。

第６章の３　指定催しに係る防火管理等

【解　説】

平成２５年８月１５日に福知山市の花火大会において、河川敷に出店していた露店の関係者が、外気温及び発電機の排気によって高温になったガソリンの携行缶を開栓したことにより、ガソリンが噴出して周囲に飛散し、露店の火気器具から着火して火災に至り、死者３名、負傷者５６名が発生する被害が出た。そのことを踏まえて、火災予防条例（例）の一部改正等について通知が発出されたことを受け、規定の整備を行ったものである。京都市においては、火災予防条例（例）等の基準に加えて、京都市独自に屋外の大規模な催しとして規制する対象範囲を拡大し、指定催しの防火担当者及び対象火気器具等を使用する露店等の開設者に対する講習の受講を義務付けたものである。

（指定催しの指定）

第５４条の１０　消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催し（以下「屋外催し」という。）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を使用する露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）又はその周囲において火災が発生した場合に人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

⑴　おおむね１００以上の露店等の開設が予定されているもの

⑵　指定区域を有する防火対象物の敷地内で行われるもの（催しの一部が当該敷地内で行われるものを含む。）で、おおむね５０以上の露店等の開設が予定されているもの

２　消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、屋外催しを主催する者（以下「主催者」という。）その他の屋外催しにおける露店等の開設に関係を有する者に対し、次に掲げる事項に関して、報告を求めるものとする。

⑴　開設を予定する露店等の数

⑵　露店等の開設を予定する場所

⑶　露店等を管理する権限を有する者（以下「露店等管理者」という。）

⑷　前３号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

３　消防長は、第１項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しの露店等管理者（前項の規定による露店等管理者の報告がない場合にあっては、主催者。以下同じ。）に通知するとともに、公示しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しについては、会場に多数の者が集合して混雑が生じることにより、火災発生時の消火及び避難が困難になり、重大な被害を招くおそれがあることから、関係者の役割及び責任を明確化し、防火管理体制の確保を義務付けるものである。

１　第１項

⑴　人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれ

「**人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるもの**」とは、多数の露店等が出店し、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に容易に避難ができないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的

に判断する。したがって、露店等の周囲において雑踏が発生しないこと、火災危険が著しく低いこと等が明らかである場合は該当しない。

⑵　指定催しの要件

ア　露店等の数

まず、**露店等**とは露店、屋台その他これらに類するものと定義されており、物品等を提供し又は販売しているものを広く指すものである。また、露店等の数は、屋外に開設されるものを算定することとし、対象火気器具等の使用の有無は問わない。「**おおむね１００（又は５０）以上**」としているのは、当日開設される露店等の数が開設を予定していた数を上回る可能性があることから、露店等の数が１００（又は５０）以上になる可能性のある屋外催しを幅広く指定できるよう、おおむねとして捉えるものである。おおむね１００（又は５０）とは、運用上９５（又は４５）以上を想定しており、例えば、９０台前半であれば、おおむね９０として取り扱う。

なお、複数の者が実質的に共同して実施する屋外催しについては、露店等の数は合算して判断することとなる。

イ　**指定区域を有する防火対象物**

指定区域を有する防火対象物の敷地内で行われる屋外催しについては、著名なものが多く、多数の人出が予想されるうえに、参道、境内等の限られたスペースに露店等が密集して開設されることが多い。加えて、火災発生時に国宝や重要文化財等へ被害が及ぶことが考えられることから、京都市独自に指定催しの要件の範囲を広げているものである。

２　第２項

指定催しを指定するために必要な事実確認を行うため、「**露店等の開設に関係を有する者**」に対して報告を求めるものである。また、「**露店等を管理する権限を有する者（露店等管理者）**」とは、露店等の配置等を取りまとめる実行委員会、露店組合等の代表者が該当するが、あらかじめ、露店等管理者が明確なときは、露店等管理者に対して報告を求めることとなる。その際には、露店等管理者の責任及び指定催しに係る防火管理制度について指導する必要がある。

３　第３項

指定催しに指定をしたときは、その旨を露店等管理者に対して通知するとともに、公示することにより、市民及び当該催しの関係者に対して知らせるものである。

（指定催しに係る防火管理）

第５４条の１１　指定催しの露店等管理者は、前条第３項の規定による通知を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しが開催される日（以下「開催日」という。）の１４日前までに（開催日の１４日前の日以後に当該通知を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、当該防火担当者に、次に掲げる事項を記載した火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

⑴　火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

⑵　対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

⑶　露店等の火災予防上安全な配置に関すること。

⑷　対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

⑸　火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

⑹　次条に規定する講習の受講に関すること。

⑺　前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

２　指定催しの露店等管理者は、開催日の１４日前（開催日の１４日前の日以後に前条第３項の規定による通知を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の計画を所轄消防署長に届け出なければならない。

【予防規則】

（指定催しに関する計画の届出）

第９条の４　条例第５４条の１１第２項の規定による届出は、同条第１項に規定する計画を記載した書面に、火災予防上必要な業務に関する計画届出書（第４号様式の６）を添えて行うものとする。

【解釈及び運用】

１　第１項

⑴　防火担当者について

防火担当者は、資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関する計画（以下「指定催し係る計画」という。）に基づく指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要がある。ただし、指定催しの露店等管理者が自ら防火担当者になることは妨げない。

⑵　指定催しに係る計画について

同項各号に指定催しに係る計画に最低限定めておく必要のある事項を掲げているものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

ア　火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定めるとともに、業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する。

イ　対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

指定催しにおける対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いについて、あらかじめ把握する方法や指定催し当日における確認方法等について記載する。

ウ　露店等の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等及び危険物と観衆を近接させない等の火災予防上安全な会場の配置並びに指定催し当日の会場の配置を確認するための方法等について記載する。

エ　対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

対象火気器具等に対する消火器の準備等に関する計画及び指定催し当日における消火準備を確認するための方法等について記載する。

オ　火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

指定催しの会場の実態に応じ、火災発生時の初動体制について記載する。

カ　指定催しに係る講習の受講に関すること。

対象火気器具等を使用する露店等を開設する者が確実に講習を受講するよう、講習受講の有無を確認することなどについて記載する。

２　第２項

露店等管理者は、指定催しを開催する日の１４日前までに指定催しに係る計画を所轄消防署へ提出しなければならない。当該計画の届出を受けたときは、指定催しの概要を把握するとともに、事前に確認し、必要に応じて当該計画を是正するよう指導する必要がある。

（指定催しに係る講習）

第５４条の１２　指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者は、あらかじめ消防長が定める講習を受講しなければならない。

【解釈及び運用】

この条は、指定催しの防火担当者及び対象火気器具等を使用する露店等の開設者に対して、火気管理の徹底及び指定催しの防火管理体制の確保を図るため、講習の受講を義務付けるものである。

第６章の４　放火による火災の予防

【解　説】

１　本章は、放火による火災の予防を図るため、市民が主体的に取り組むべき事項について規定したものである。

２　本市における放火火災は昭和５１年から連続して火災原因の第１位となっており、とりわけ、平成２６年８月には、放火火災により２名の命が失われる事案も発生した。

　こうした状況のなか、平成２７年に市民自らが主体的、組織的に放火防止に努める重要性をこれまで以上に認識してもらい、地域一体となった継続的な放火防止の取組に努めてもらえるよう明文化を図った。

　放火火災防止対策を行う明確な根拠を条例に盛り込み、市民が主体となった取組を期待するとともに、市民、地域、行政が一体となった対策をより一層推進していくことを目的としている。

３　放火防止に係る取組は市民の努力規程であり、条例に規定されたことにより新たに義務を課すものではなく、条例に規定することで、従前からの「放火防止五箇条」などによる個々の取組から地域としての面的な広がりを持たせ、本市に根付いている「まちの力」、「地域社会のコミュニティの力」を活用した組織的な取組を高めていくことを期待しているものである。

４　本章は、市民が主体となって取り組むことについてのみ規定している。行政の責務を規定していないのは、消防組織法第１条の「消防の任務」において、火災の予防が消防の責務として掲げられていることから、改めて規定する必要がないためである。消防局としては、市民に対して必要な助言を行うとともに、市民、地域、行政が一体となって放火防止に取り組むことに変わりはない。消防職員は、地域において効果的な放火防止の取組が行われるよう必要な支援を行わなければならない。また、消防団においても、地域と連携した放火防止対策をより推進することとなる。

第５４条の１３　市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

２　市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

⑴　屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。

⑵　建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。

⑶　夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。

⑷　放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。

⑸　放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。

⑹　その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

【解釈及び運用】

１　用語の解釈

⑴　市民

　住宅のみならず、事業所やこれらを含む地域が取組の主体であるため、事業所の従業員については、当該事業所における取組に関しては、市外居住者であっても条例の規定は適用される。

⑵　相互に協力

各家庭における個別の取組だけでなく、市民一人ひとりが地域社会の一員として、防火見回り、ごみ出しルールの策定等、地域に根ざした組織的な活動を行うことを意図している。

⑶　関係機関

消防、警察、区役所、消防団、その他各種団体をいう。

⑷　主体的に取り組む

行政機関からの情報提供や地域の実情を基に、放火火災の減少のために効果的な取組を市民自らが考え行動することを想定している。

2　実施する事項の具体的な内容

条　　文	主体	取組の例
⑴　屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。	個人	家の周りの可燃物除去
	事業所	バックヤードを含め、建物内外の可燃物の整理整頓
	地域（町内）	ゴミ出しのルールを決める
⑵　建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。	個人	空き家、物置の施錠 １階ガレージへの侵入防止 門扉の施錠
	事業所	営業時間外の侵入防止措置 関係者以外立入禁止場所への侵入防止措置
⑶　夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。	個人	玄関灯の夜間点灯
	事業所	夜間の照明
⑷　放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。	個人 事業所 地域（町内）	・センサーライト ・防犯カメラ ・炎センサー の設置
⑸　放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。	地域（学区）	行事等の企画、開催
	地域（町内）	防火の見回り
	個人	行事等への参加、協力
	事業所	行事等への協力（場所等の提供）
⑹　その他、放火による火災の防止に必要な措置を講じること。	個人	防炎品の使用（車のボディカバー等）
	事業所	一時的に存置する可燃物への放火防止対策
	地域（町内）	不審者への声掛け

第７章　雑　　則

【解　説】

１　本章は、消防機関が、防火対象物の実態、火災予防上危険な行為等をあらかじめ正確に把握しておくために、各種の届出を定めるとともに、この条例の施行規則の制定につき、市町村長への委任について規定したものである。

２　消防法の体系においては、防火対象物の実態の把握は、法第４条の規定に基づく資料提出命令及び立入検査によって行うのが原則である。しかしながら、これらの権限は、当該防火対象物の関係者に対して発動されるものであって、防火対象物と関係のない行為（例えば、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為）については、行為者に資料提出を命じることはできないし、また、個別の命令により、防火対象物の関係者に対し、その都度資料提出を要求することは、特に人口や建築物の増加が著しい大都市においては、現実的には困難である。そこで、本章において、一定の行為をしようとする者に対して届出の義務を課し、いわば行為者の自動的届出を立入検査等の端緒とすることによって、消防機関の防火対象物等に対する実態把握の完璧を期すものである。もっとも、この点に関しては、条例により届出義務を規定しなくても、法第４条の資料提出命令を、消防長又は消防署長の行う一般処分（告示等によることになる。）の形で発することにより、同様の目的を達することができるとの見解がある。しかし、法第４条の規定は、個別の命令を予想したものであるから、一般処分によることは不適当である。

したがって、この場合、条例によることが適当と考えられる。

３　本章各条の規定による届出の対象は、防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置、火災とまぎらわしい煙等を発する行為等、ずい道工事等に係る災害予防計画、指定洞道等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い、核燃料物質等の貯蔵及び取扱い並びに文化財の公開等の８種である。

本章の規定による届出は、前述のとおり、これを契機として、更に的確な実態の把握、助言指導を行う趣旨であるから、届出の対象について、法第４条の規定により、詳細な資料の提出を命じることを妨げないし、届出内容の検討結果に基づき、重点的な立入検査を行うべきものであって、届出書の記載のみによって、法第５条の規定に基づく命令を発することはできないものと解する。

４　本章各条においては、一定の行為をしようとする者は、その旨を消防署長に届け出なければならないとのみ規定しているが、これらの届出は、一定の様式に従った届出書によってするのが適当である。したがって、第６２条の規定に基づく予防規則において、その旨を規定している。

なお、行為者と消防機関が同一の届出書を共有することで、誤認を防ぎ、より的確な助言指導が可能となることから、届出書は２通提出するよう指導するものとする。ただし、行為者が届出書を１通又は３通以上提出することを妨げるものではない。

５　本章の規定による届出書が２通以上提出された場合には、京都市火災予防規程第１１１条の２の規定に基づき、副本に届出済印（同規程第４２号様式）を押印し返付する。

また、防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いに係る届出については、必要に応じ届出に基づく検査の後、必要な指導を行い返付することにより、届出者に対し法令適合を促す効果が高いことから、同規程第１１１条の２の規定に基づき提出時に返付するのではなく、検査後に返付することとする。

（防火対象物の使用開始の届出）

第５５条　令別表第１に掲げる防火対象物（同表⒆項及び⒇項に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるもの（以下「対象防火対象物」という。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の７日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

２　一の防火対象物が対象防火対象物となった際現に当該防火対象物をその用途に使用している者は、当該防火対象物が対象防火対象物となった日から３０日以内に、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

３　前２項の規定により届け出た事項を変更しようとするものは、変更の日の７日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

【予防規則】

（防火対象物の使用の届出）

第１０条　条例第５５条第１項に規定する別に定める防火対象物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　法第８条第１項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物

⑵　法第１７条第１項又は条例第５章の規定により、消防用設備等（令第７条第３項第４号に掲げる非常警報器具、同条第４項第１号に掲げる避難器具並びに同項第２号に掲げる誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物　（法第１７条第３項、第１７条の２の５第１項及び第１７条の３第１項、令第２９条の４及び第３２条並びに条例第４６条の規定により当該消防用設備等を設置することを要しないこととされる防火対象物を含む。）

２　条例第５５条の規定による届出は、防火対象物使用・変更届出書（第５号様式）により行うものとする。

３　署長は、前項の規定による届出があった場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

【解釈及び運用】

１　本条第１項は、政令別表第１各項（⒆項及び⒇項に掲げるものを除く。）に掲げる防火対象物のうち規則第１０条第１項で定めるものについて、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、当該用途として使用しようとする者に、使用開始の届出の提出を義務付けたものである。

２　本条第２項は、消防法令の改正や規則第１０条第１項の改正により届出の対象範囲が変更となった場合、今まで届出対象でなかった防火対象物が届出対象となることがあるため、対象となった日から３０日以内に届け出るよう規定したものである。

なお、法令改正の際に経過措置が設けられた場合、対象防火対象物となった日とは、改正法令の施行日ではなく改正規定の適用日となる。

また、届出対象でなかった防火対象物が用途変更や、増改築を行うことにより届出対象となる場合は、第２項の適用ではなく、第１項が適用され、新たに使用を開始する７日前までに届け出ることが必要である。

３　本条第３項は、第１項及び第２項の規定により届け出た内容を変更する場合にあっても、同様の趣旨で、届出を義務付けたものである。

なお、「届け出た事項を変更しようとする」とは、届出者が法人の際の代表者氏名、電話番号、防火管理者、公開時間その他の消防法令の適用上何ら変更がないことが明らかな軽微な変更については適用しないものである。

4　本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防職員が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備に消防法令違反又は火災予防上の不備事項が認められる場合には速やかに是正するよう促すための契機としようとするものである。その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である。（使用開始後においては、違反部分が存する場合、改造のために営業停止等を行わなければならず、関係者自身不利益である。）この時期を的確に把握することが本条の届出の第１の目的である。

5　届出の期限は使用開始日の７日前であるが、計画等が具体化した際には可能な限り早期に提出することにより、計画の不備を早期に確認可能となり、届出者にとっても対応しやすくなるものである。

6　本条の届出は、同一敷地内の防火対象物（棟）について一括して行うのが消防機関の事務処理上も、また、届出者の便宜上も適当である。

7　規則第１０条第１項は、従前は、防火対象物のうち消火器の設置義務又は防火管理者の選任義務を有するものを用途ごとに具体的に規定していたが、設置基準が繰り返し改正され、消火器の設置義務がないものでも自動火災報知設備の設置義務を有するもの等も出現してきたことから、平成２７年に改正して、届出対象選定の目的に沿った規定にしたものである。

なお、「法第１７条第３項、第１７条の２の５第１項及び第１７条の３第１項、令第２９条の４及び第３２条並びに条例第４６条の規定により当該消防用設備等を設置することを要しないこととされる防火対象物を含む。」とは、例えば、令第２９条の４を適用して特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときに、規定上は令第２１条の適用がなくなることとなるが、このような防火対象物が届出の対象から除かれることとはならないことを明確にしているものである。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第５６条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備で、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

⑴　熱風炉

⑵　多量の可燃性の蒸気又はガスを発生する炉

⑶　前号に掲げるもののほか、据付け面積が２平方メートル以上である炉（個人の住居に設けるものを除く。）

⑷　厨房設備（第３条の４第１項第２号エ（ア）及び（イ）に掲げるもの並びに排気取入口から排気ダクトが立ち下がっているものに限る。）

⑸　据付け面積が２平方メートル以上である風呂釜（個人の住居に設けるものを除く。）

⑹　入力が７０キロワットを超える温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等、キャバレー等及びディスコ等に設けるものに限る。）

⑺　ボイラー又は入力が７０キロワットを超える給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令第１条第３号に掲げるものを除く。）

⑻　乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

⑼　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

⑽　入力が７０キロワットを超える内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

⑾　火花を生じる設備

⑿　放電加工機

⒀　高圧又は特別高圧の変電設備（全出力が５０キロワット以下であるもの並びに柱上及び道路上に設けるものを除く。）

⒁　急速充電設備（全出力が５０キロワット以下であるものを除く。）

⒂　燃料電池発電設備（第９条の３第１項ただし書又は第２項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）

⒃　内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定したもの（第１３条第４項の規定の適用を受けるものを除く。）

⒄　蓄電池設備（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）

⒅　設備容量が２キロボルトアンペア以上であるネオン管灯設備

⒆　水素ガスを充塡する気球

【予防規則】

（火を使用する設備等の設置の届出）

第１１条　条例第５６条第１号から第１８号までに掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、当該設備等の設置工事に着手する日の５日前までに、設置する設備に応じ、次の各号に掲げる届出書により行うものとする。

⑴　炉・厨房設備・風呂釜・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機設置届出書（第７号様式）

⑵　燃料電池発電設備・変電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備・急速充電設備設置届出書（第８号様式）

⑶　ネオン管灯設備設置届出書（第８号様式の２）

２　署長は、前項の設備等の設置工事が完了した場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

第１２条　条例第５６条第１９号に掲げる水素ガスを充塡する気球の設置の届出は、設置する日の３日前までに、水素ガスを充塡する気球の設置届出書（第９号様式）により行うものとする。

【解釈及び運用】

１　本条は、第３章第１節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。これは、一定規模以上の設備を設置しようとする者に対して届出義務を課し、立入検査等の端緒としようとするものである。

なお、各設備の概要については、第３章第１節各条の【解釈及び運用】を参照のこと。

２　第３号

「**据え付け面積**」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据え付け面積を基準に炉の設置面積の対象を定めたのは、炉の規模、それに伴う火災危険性が、据え付け面積におおむねよることができるからである。

３　第４号

厨房設備における届出事項は、次のとおりである。

⑴　厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が３５０ｋW以上のときに届出を義務付けたものである。厨房設備の位置及び構造の基準については、第３条第２項の「不燃区画室」の規定を準用していることから、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が３５０ｋW以上となるとき、当該厨房室を不燃材料で区画する必要があるため、届出させることにより適切な指導、助言を行おうとするものである。

⑵　延べ面積が１，０００㎡以上の特定防火対象物は、火災発生時の危険性が高く、厨房設備におけるダクト火災の延焼を防止するために、排気ダクト等に、第３条の４第１項第２号エに規定する火炎伝送防止装置自動消火装置を設置する必要がある。延べ面積が１，０００㎡以上の特定防火対象物に厨房設備を設置する場合、届出に基づき排気ダクトの設置を含めた厨房設備の施工状況を確認することにより、安全性の確保及び向上に繋げようとするものである。

⑶　「排気取入口から排気ダクトが立ち下がっているもの」とは、焼肉店等に設置されている、各テーブルで客が調理できる厨房設備のうち、下方に排気する方式の排気ダクトが該当する。排気ダクト等を有する厨房設備を設置する場合、排気ダクト等と可燃性の物品との離隔距離や不燃材料による被覆等について、第３条の４第１項第１号により設置基準を設けているが、床下等への埋設を要する下方排気方式の排気ダクトについては、図面審査や埋設前の確認を行うことで、条例基準の適合性を確認しようとするものである。

なお、平成２７年１１月１１日に施行された本条文の適用日である平成２７年１２月１日時点において、既に排気ダクトが埋設されている既存店舗については、床下等の確認のために店舗に大きな負担が生じることから、届出の提出を不要とし、第３条の４第１項第４号に基づき、排気ダクト内の油脂等の清掃を行うなど、火災予防上支障ないよう維持管理させるものである。

４　第６号

条例別表第１に掲げる温風暖房機（入力が７０ｋW以下のもの）については、「火災予防上安全

な距離」として別表第１に離隔距離を規定しているが、入力が７０ｋＷを超える温風暖房機については、一律に決め難く、その都度判断することとして「火災予防上安全な距離」を規定していない。この場合において、「火災予防上安全な距離」については、「防火性能評定委員会」で評定を行い、「火災予防上安全な距離」を温風暖房機本体に表示することとなった。そのため、入力が７０ｋＷを超える温風暖房機を設置する際は、届出をさせて適正な「火災予防上安全な距離」の確保を図ろうとするものである。

なお、第７号に規定する給湯湯沸設備について届出義務を課したのも、同じ理由からである。

5　第７号

本号の規定による届出義務があるボイラーは、次に掲げるもの（個人の住居に設けられるものを除く。）が該当する。（第４条の【解釈及び運用】１を参照のこと。）

⑴　労働安全衛生法の適用を受けない防火対象物に設置されたボイラー

⑵　簡易ボイラー

なお、設置するボイラーの分類に応じた届出の提出先は、次表のとおりである。

表　ボイラー設置届出の提出先

ボイラー分類	届出の提出先
労基ボイラー	所轄労働基準監督署長
移動式ボイラー	〃（注）
小形ボイラー	なし（注）
簡易ボイラー	所轄消防署長

注　第４条の規定は、小形ボイラー及び移動式ボイラーにも適用されることから、これらのボイラーについても、簡易ボイラーと同様に届け出るよう指導すること。

6　第１０号

入力が７０ｋＷ以下の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機は、ＪＩＳに適合するとともに、公的検査機関の行う検査に合格する必要があるが、入力が７０ｋＷを超えるものは、ＪＩＳがなく、「防火性能評定委員会」で評定を受けることとなっている。この評定を受けていることを確認するため、届出義務を課したものである。

ガス機器メーカーでは、冷暖房の能力を出力（単位：馬力）で表示しているため、入力の７０ｋＷを出力に換算すると、約２６馬力に相当する。

したがって、２６馬力以上の冷暖房能力を有するヒートポンプ冷暖房機を設置するときに届出が必要となる。

7　第１４号

本号の規定による届出義務がある急速充電設備は、全出力が５０ｋＷを超える設備が該当する。急速充電設備の全出力に応じた届出の種類は次のとおりである。

全　出　力	必要な届出
２０ｋＷ以下	必要なし
２０ｋＷ超５０ｋＷ以下	急速充電設備設置届出書（火災予防規程）
５０ｋＷ超	火を使用する設備等の設置の届出（火災予防条例）

8　第１７号

本号の規定による届出義務がある蓄電池設備は、蓄電池容量が２０キロワット時を超える設備が該当する。

９　第１９号

「**水素ガスを充填する気球の設置**」とは、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。

したがって、掲揚のみならず係留を含み、掲揚前に一定時間係留する場合は、係留前に届け出ることを要する。また、届け出た掲揚又は係留期間が過ぎて掲揚又は係留を行う場合は、新たに届出を要するものである。

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第５７条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。ただし、第６号及び第９号に掲げる行為にあっては、指定催しにおいて、露店等管理者の管理の下、露店等を開設しようとするときは、この限りでない。

⑴　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

⑵　煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

⑶　防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等又は展示場の用途に供する催物の開催

⑷　屋上広場における仮設飲食店、遊技施設その他の施設の設置

⑸　水道の断水又は減水

⑹　消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店等の開設、道路の工事若しくは占用又は荷物の搬出

⑺　令第７条第６項に規定する消火活動上必要な施設並びに非常進入口及び非常用エレベーターの使用に支障を及ぼすおそれのある工事

⑻　映画スタジオ又はテレビスタジオ以外の場所での映画撮影（１６ミリメートル以下のフィルムを使用する場合で、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼさないものを除く。）

⑼　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【予防規則】

第１３条　条例第５７条第１号から第６号まで及び第９号に掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、同条第１号に係る届出にあっては実施する日の前日までに、同条第２号から第４号まで、第６号（露店等の開設に係るものに限る。）及び第９号に係る届出にあっては実施する日の５日前までに、同条第５号及び第６号（露店等の開設に係るものを除く。）に係る届出にあっては実施する日の３日前までに行う行為に応じ、次の表の左欄に掲げる届出書に、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同条第１号に係る届出並びに同条第６号及び第９号に係る届出で事前に署長が露店等の開設の状況を把握し、必要な指導を行ったものについては、当該届出書及び添付書類の提出に代えて、口頭により行うことができる。

火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書（第１０号様式）	当該行為を行う場所付近の見取図
煙火打上げ・仕掛け届出書（第１０号様式の２）	打上げ又は仕掛けを行う場所付近の見取図
催物開催届出書（第１０号様式の３）	使用する防火対象物の略図
屋上広場における施設の設置届出書（第１０号様式の４）	施設を設置する屋上の略図

水道断水・減水届出書（第１０号様式の５）	断水区域又は減水区域の略図
露店等開設届出書（第１０号様式の６）	露店等の配置を示す略図（対象火気器具等を使用する場合にあっては、当該略図及びその使用状況を示す略図）
道路工事又は占用・荷物搬出届出書（第１０号様式の７）	道路の工事若しくは占用又は荷物の搬出を行う区域の略図

第１４条　条例第５７条第７号及び第８号に掲げるに掲げる消火活動上必要な施設等の工事及び映画撮影の届出は、工事又は撮影をする日の５日前までに、消火活動上必要な施設等の工事届出書（第１１号様式）又は映画撮影届出書（第１２号様式）により行うものとする。

【解釈及び運用】

1　本条は、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある行為を掲げ、その届出について規定したものである。

2　第１号の行為は、そのこと自体火災予防上の危険が存するものであるが、十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関が把握していなければ、市民が火災と誤認することによって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。第１号の規定は、これを避けるため、行為者に一般的に届出義務を規定したものである。

なお、たき火に類する行為にあっては、行為の規模、場所等を勘案し、第２６条に定める例により指導すること。

3　第２号について、煙火の消費をしようとする者は、火薬類取締法第２５条第１項（ただし書に該当する場合を除く。）の規定により市長の許可を受ける必要がある。同項の許可を受けた場合は、本条の規定による届出がされたものとみなす。

なお、同項ただし書に該当することにより、同項の許可を受けないで消費することのできる場合であっても、同法施行規則第５６条の４に規定する煙火の消費の技術上の基準が適用されるため、留意すること。

4　第３号の行為は、本来は劇場等、ディスコ等、個室店舗又は展示場以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催を指すものである。

なお、条例制定時（昭和３７年３月１日京都市条例第３３号）は適用される防火対象物の範囲を「体育館、講堂その他これらに類する防火対象物」として非特定用途に限った運用をしていたが、平成６年９月２２日京都市条例第２２号により適用される防火対象物の範囲をすべての防火対象物に拡大したものである。

「**催物**」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。（興業場法第１条第１項参照）

5　第５号は、水道工事等により、ある区域が断水又は減水するような場合をいう。

6　第６号の道路の工事には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行止等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。

7　第９号は、第１９条第１４号に規定されている**「多数の者が集合する催し」**において、対象火気

器具等を使用する露店等を開設する場合に、届出が必要となる。

なお、届出の重複を避ける目的から、本条ただし書により、指定催しにおいて、露店等管理者の管理の下で行われる露店等の開設については、本条第６号及び第９号の規定は適用されない。また、予防規則第１３条ただし書により、「**事前に署長が露店等の開設の状況を把握し、必要な指導を行ったもの**」については、口頭により届出ができることとしている。これは、防災訓練等において、消防署が計画段階から届出で必要な事項を確実に把握し、必要な指導を実施した場合には、書面による届出を不要としたものである。

８　本章の届出における届出義務者は、全て行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者である。

したがって、例えば、第５号の水道の断減水、又は第６号の道路の工事については、水道管理者又は道路管理者自身が行う場合は水道管理者又は道路管理者が、請負契約により行う場合は当該請負人が届出義務者である。

なお、第３号の催物の開催については、開催者（主催者）が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。

（ずい道工事等に係る災害予防計画の届出）

第５７条の２　地下ずい道の建設工事その他の大規模な掘削工事をしようとする者は、火災等の災害予防計画を作成し、当該計画を所轄消防署長に届け出なければならない。計画を変更しようとするときも、同様とする。

【予防規則】

（ずい道工事等に係る災害予防計画の届出）

第１４条の２　条例第５７条の２に規定する災害予防計画は、おおむね次に掲げる事項について作成するものとする。

⑴　災害を予防するための組織に関すること。

⑵　災害の予防措置に関すること。

⑶　災害が発生した場合における応急措置に関すること。

⑷　災害の予防に係る教育及び訓練に関すること。

２　条例第５７条の２の規定による災害予防計画の届出は、着工する日の７日前までに、災害予防計画を記載した書類に工事の場所、期間、内容、方法及び責任者を記載した工事計画書を添えて行うものとする。

【解釈及び運用】

本条は、地下街の工事、地下ずい道の工事その他圧気を用いる工事の発注者（以下「工事企業者」という。）及び当該工事の施工者が当該工事に起因する火災その他の災害の防止並びに応急措置等についての計画を樹立し、これを消防署長に届け出なければならないことを規定したものである。

この規定は、これらの掘削工事に伴い都市ガス、上下水道、電気その他の地下に埋設された施設の損壊又は地下水の湧出、天然ガスの噴出等多種多様な災害が発生するおそれがあり、万一災害が発生した場合、地上等への脱出口が限られ火災発生により生じる煙の制御困難等により工事従事者の避難及び消防活動等に著しい阻害を与えるため、工事施工者に災害予防及び災害が発生した場合の被害の極限防止に万全を講じさせることを目的としているものである。

また、この規定により届出された災害予防計画は、災害が発生した場合、消防隊等の消火又は救助活動に効果的に活用することに供するものでもある。

１　本条に規定する「**ずい道工事等**」とは、地下鉄道、地下街、地下連絡通路、トンネル及び共同溝等の建設工事その他の大規模な掘削工事並びに圧気を用いる工事であって、道路、駅前広場などの公共的な場所を掘削する工事をいうものである。

したがって、建築物の基礎又は地階の工事のための敷地内を掘削する工事は含まれない。

また、掘削工事の規模としては、地下街の建設工事のように深く広範囲にわたる掘削工事、地下鉄道、上下水道の幹線の敷設工事のようにかなりの深さ、幅、長さにわたる掘削工事が該当し、小口径の水道管等の埋設工事は含まれない。

なお、災害予防計画の届出が必要なずい道工事等とは、次表による。

表　災害予防計画の届出が必要なずい道工事等

工法等	構築物の大きさ、管径又は掘削断面規模等	工事の区間、延長の規模等	備考
開削工法	掘削断面積が３平方メートル以上で覆工板を設ける工事	延長２００メートル以上	断面積は、横断面による
	掘削断面積が５平方メートル以上で覆工板を設ける工事	延長１００メートル以上	
	掘削断面積が１０平方メートル以上で覆工板を設ける工事	延長５０メートル以上	
	掘削断面積が１０平方メートル以上の工事	延長１００メートル以上	
推進工法	管径１，８００ミリメートル以上（矩形渠等にあっては、断面積２．５平方メートル以上）	延長１００メートル以上又は既存埋設管（ガス、水道、電話）の下部を掘削する場合	径、断面積は、内寸による
	管径３，０００ミリメートル以上（矩形渠等にあっては、断面積６．０平方メートル以上）	延長５０メートル以上又は既存埋設管（ガス、水道、電話）の下部を掘削する場合	
シールド工法	管径１，５００ミリメートル以上又は断面積１．７平方メートル以の渠	延長１００メートル以上又は既存埋設管（ガス、水道、電話）の下部を掘削する場合	径、断面積は、内寸による
	管径３，０００ミリメートル以上又は断面積６．０平方メートル以の渠	延長５０メートル以上又は既存埋設管（ガス、水道、電話）の下部を掘削する場合	
その他	潜函工法その他の特殊奈工法による掘削工事で災害予防対策の強化を必要とする工事 掘削部分の面積が２００平方メートルを超え、かつ掘削深さが７メートル以上の工事 各工事企業者が行う掘削工事がふくそうし、災害予防対策の強化を必要とする場合		河川敷内の工事を含む 建築敷地内の建築工事に伴う掘削は除く

２　災害予防計画の届出者は、対象となるずい道工事等の安全を確保する責務を有する工事企業者である。また、工事が２以上の工区に分けて発注され、施工者が異なる場合は、それぞれの工区について、届出する必要があるが、このような場合は、関連の施工者が災害予防計画を軸として災害に対して相互に協力体制を定めておくことも必要である。

３　掘削工事が２以上の消防署の管轄区域にわたる場合は、一般的には、工事の区域が最も大であるところの消防署長に届出するものとする。

（指定洞道等の届出）

第５７条の３　通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするずい道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次の各号に掲げる事項を所轄消防署長に届け出なければならない。

⑴　指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

⑵　指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

⑶　指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

２　前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【予防規則】

（洞道等の指定及び通信ケーブル等の敷設の届出）

第１４条の３　条例第５７条の３第１項の規定による洞道等の指定は、告示して行うものとする。

２　条例第５７条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通信ケーブル等の敷設の届出は、指定洞道等届出書（第１２号様式の２）により行うものとする。

３　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、同項の届出が条例第５７条の３第２項の規定によるものである場合においては、変更を行う事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

⑴　指定洞道等の経路及び出入口、換気口その他の開口部の位置を記載した概略図

⑵　指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備その他の主要な物件の概要を記載した書類

⑶　次に掲げる事項を記載した指定洞道等の内部における安全管理対策に関する書類

ア　通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

イ　火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理、喫煙管理その他の出火防止に関すること。

ウ　火災発生時における延焼拡大の防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊等への情報提供等に関すること。

エ　維持管理等のために出入りする者の防火上必要な教育に関すること。

オ　その他安全管理に関すること。

【告示】

○京都市火災予防条例第５７条の３第１項の規定に基づく消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定

（制　　定 昭和６１年３月２０日 京都市消防局告示第３号）

（最終改正 令和　４年６月３０日 京都市消防局告示第５号）

京都市火災予防条例第５７条の３第１項の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞(とう)道等を、次のとおり指定します。

長さ３０メートル以上の洞(とう)道、共同溝その他これらに類する地下の工作物

【解釈及び運用】

1　洞道内で火災が発生すれば地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限にされた空間内で消防活動を行わなければならず、活動が極めて困難なだけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、構内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。

また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有している。

そこで本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものである。

2　本条第１項に規定する通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当すること。ここで「**洞道**」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等のずい道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

また、「**共同溝**」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法第２条第５項に規定する「２以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りするずい道をいうものである。

3　届出の対象となる洞道等は、前述の洞道等のうち消防長が、「火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもの」として指定したものであり、「火災が発生した場合に重大な支障を生ずるおそれ」の有無については消防長が洞道等及び消防力等の実情から判断している。

指定の方法としては、規模等に着目して一定の洞道を指定するか、個々の洞道等を個別に指定するかの２方法があるが、予防規則第14条の３の規定により長さ30m以上の洞道等を告示で指定している。

なお、「洞道」、「共同溝」及び「その他これに類する地下の工作物」のいずれも指定を必要とし、「地下の工作物」の次の括弧書き（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするずい道に限る。）の規定は、本条の趣旨から「その他これらに類する工作物」だけに係るものでなく、「洞道」及び「共同溝」にも係ると解せられる。また、１の洞道等で２以上の市町村の区域にわたって設置されるものの指定に当たっては、関係市町村の消防長等が相互に連絡を密にすることが必要である。

4　届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りるものである。

5　「届出事項」は、次のとおりである。

⑴　指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

第１号の届出事項については、洞道等の平面的な経路を把握するとともに、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものであるが、その内容は、別図の例に示されている程度で足りるものである。

これは、届出に係る洞道等が社会的に極めて重要な役割を担っていることから、その情報の取扱いについて特に慎重を期する必要があるための措置である。

したがって、洞道等の状況に応じ、立入り等により実態を把握しておくことが必要である。

⑵　指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

第２号の届出を要する主要な物件としては、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しないものである。（別表参照）

これは、前号と同じ趣旨よるものである。

第57条の３　（指定洞道等の届出）

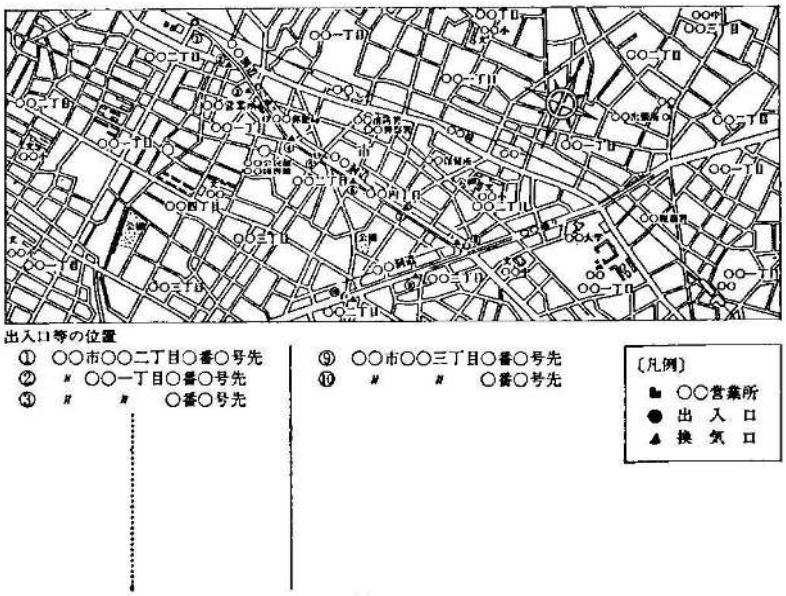

図　洞道経路図

⑶　指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

第３号の届出事項については、関係者により指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるように規定されたものである。

安全管理対策としては、次に掲げる事項が明らかとされているものであること。

表　主要な敷設物件の記載例

敷設物件とその概要

敷設物件	概　　要
通信用ケーブル	難燃シートでカバーされている。 難燃ケーブルが敷設されている。
電気設備	洞道内の照明及びその他の施設の電源となっている。
排水設備	排水ポンプにより洞道外に排水する。
換気設備	送風機により洞道内を換気する。
防水設備	換気口に防水設備を設置している。
金物設備	金物によりケーブルを支持し、又は、作業台、階段等を設置している。
連絡電話設備	洞道内における相互の連絡及び外部との連絡用に設置されている。
消火設備	洞道内の出入口の近辺に消火器を常備している。

ア　指定洞(とう)道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、７に説明する難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨記載させること。

イ　指定洞(とう)道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。

ウ　火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊等への情報提供等に関すること。

エ　職員の教育及び訓練に関すること。

６　第２項の「**重要な変更**」とは、指定洞(とう)道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更などが考えられるものである。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても同様に変更の届出を要するものである。

いずれにしても本条の届出は、消防機関が消防活動対策上及び安全管理指導上最低限必要な事項の届出を想定したものである。

７　ケーブル及びケーブル被覆材については、次の難燃特性を有するものが適切である。

⑴　燃焼性

燃焼性については、米国電気電子学会（Ｉnstitute of Electrical Engineers、略称IEEE）の規格383に適合するもの

⑵　発煙濃度

発煙濃度については、米国基準局（Natiional Bureau of Standard、略称NBS）の発煙濃度試験法（American Society for Testing and Materia's 略称ASTMの規格E662）により測定された濃度が４００以下のもの

８　ハロゲン化水素発生量

ハロゲン化水素発生量については、ハロゲン化水素（ふっ化水素を除く）発生量が350mg／ｇ以下で、かつ、ふっ化水素発生量が200mg／ｇ以下のもの

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第５８条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物又は別表第２に掲げる数量の５倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめその品名、数量その他当該物品の貯蔵及び取扱いに関して火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。当該物品の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

２　指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を定め、速やかにその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。主たる取扱者を解任したときも、同様とする。

【予防規則】

（少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）

第１５条　条例第５８条第１項前段の規定による少量危険物及び条例別表第２に掲げる数量の５倍以上（同表備考５に規定する再生資源燃料、可燃性固体類等及び同表備考９に規定する合成樹脂類にあっては、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の７日前までに、少量危険物等貯蔵・取扱届出書（第１３号様式）により行うものとする。

２　条例第５８条第１項後段の規定による変更の届出は、変更しようとする日の７日前までに、少量危険物等貯蔵・取扱変更届出書（第１３号様式の２）により行うものとする。

３　条例第５８条第１項後段の規定による廃止の届出は、少量危険物等貯蔵・取扱廃止届出書（第１３号様式の３）により行うものとする。

４　署長は、第１項の届出に係る貯蔵し、若しくは取り扱う場所が設けられた場合又は第２項の届出に係る貯蔵若しくは取扱いが変更された場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

（灯油の主たる取扱者の選任又は解任の届出）

第１５条の２　条例第５８条第２項の規定による灯油を貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者の選任又は解任の届出は、灯油の主たる取扱者選任・解任届出書（第１３号様式の４）により行うものとする。

【解釈及び運用】

１　第１項

少量危険物及び別表第２に掲げる数量の５倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出並びに当該物品の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止しようとする者の届出についての規定である。

２　第２項

指定数量未満の灯油の販売を業とする者について、灯油の主たる取扱者の選任義務及び主たる取扱者の選任又は解任の所轄消防署長への届出義務を規定したものである。

灯油の主たる取扱者は、自ら灯油を安全に取り扱うことはもとより、消費者に対して灯油の安全な取扱いを指導することが期待されるものであり、危険物取扱者の資格を有するものであることが望ましい。

（核燃料物質等の貯蔵及び取扱いの届出）

第５９条　核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガスその他の消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、消防長の指定するものを業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

【予防規則】

（核燃料物質等の指定並びに貯蔵及び取扱いの届出）

第１６条　条例第５９条の規定による核燃料物質等の指定は、告示して行うものとする。

２　条例第５９条の規定による核燃料物質等の貯蔵又は取扱の届出は、貯蔵し、又は取り扱う日の７日前までに、核燃料物質等貯蔵・取扱届出書（第１４号様式）により行うものとする。

【告示】

○京都市火災予防条例第５９条の規定に基づく消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質の指定

（制　　定　平成２年３月２８日　京都市消防局告示第５号）

（最終改正　令和４年６月３０日　京都市消防局告示第５号）

京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第５９条の規定に基づき消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質（消防法第２条第７項に規定する危険物及び同法第９条の３に規定する物質並びに条例第３４条第１項に規定する指定可燃物を除く。）を令和元年６月１１日から次のとおり指定します。

１　核燃料物質

原子力基本法第３条第２項に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量を超えるもの

種	類	数　　量
⑴	ウラン２３５のウラン２３８に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量３００グラム
⑵	ウラン２３５のウラン２３８に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量３００グラム
⑶	前２号の物質の１又は２以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量３００グラム
⑷	トリウム及びその化合物	トリウムの量９００グラム
⑸	前号の物質の１又は２以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量９００グラム
⑹	ウラン２３５のウラン２３８に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの
⑺	プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
⑻	ウラン２３３及びその化合物	すべてのもの
⑼	前３号の物質の１又は２以上を含む物質	すべてのもの

２　放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が、数量については次の各号に掲げる数量を超えるもの、濃度については７４ベクレル毎グラム（自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度にあっては、３７０ベクレム毎グラム）を超えるもの

⑴　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が１種類のものについては、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量

⑵　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が２種類以上のものについては、次の表の左欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の右欄に掲げる数量に対する割合の和が１となるようなそれらの数量

⑶　放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、３．７メガベクレル

⑷　放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）であって、それらの集合したものについては、その集合したものごとに３．７メガベクレル

種　　類	数　　量
ストロンチウム９０及びアルファ線を放出する同位元素	３．７キロベクレル
物理的半減期が３０日を超える放射線を放出する同位元素（トリチウム、ベリリウム７、炭素１４、硫黄３５、鉄５５、鉄５９及びストロンチウム９０並びにアルファ線を放出するものを除く。）	３７キロベクレル
物理的半減期が３０日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素１８、クロム５１、ゲルマニウム７１及びクリウム２０１並びにアルファ線を放出するものを除く。）並びに硫黄３５、鉄５５及び鉄５９	３７０キロベクレル
トリチウム、ベリリウム７、炭素１４、ふっ素１８、クロム５１、ゲルマニウム７１及びタリウム２０１	３．７メガペクレル

３　その他の物質

次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量以上のもの

種　　類	数　　量
溶融金属又は溶融ガラス	キログラム ２，０００
可燃性粉体	５，０００
水酸化カリウム、水酸化ナトリウム等の強アルカリ又は溶融アルカリ	５００

【解釈及び運用】

１　本条は、核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質のうち、消防長の指定するものの貯蔵又は取扱いの届出について規定したものである。

法第４条の規定に基づく立入検査等によっても、これらの物質の貯蔵、取扱いの実態を把握することもできるが、実際には、このような方法ではその一部を把握するにすぎないので、本条の規定により消防長の指定する、すべての物質について、その実態を把握し、災害活動の効果的な対策を樹立することをねらいとしたものである。

「**業務として**」とは、条文にある物質そのものの貯蔵、販売は勿論であるが、その他の業務においても、その業務を行うため関連的に貯蔵、取り扱う場合も含まれる。例えば、浄水場で滅菌剤として水に塩素ガスを添加している場合などは含まれる。

２　届出を必要とする物質は、予防規則第１６条の規定により告示して指定している。

３　貯蔵、取扱いの届出内容を変更（廃止も含む。）する場合、速やかに届け出るものとされている。

（文化財の公開等の届出）

第５９条の２　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

⑴　所在する場所を変えて、展覧会その他の催しにおいて行う指定美術工芸品等の公開

⑵　指定建造物の解体修理その他の大規模な修繕及びその周囲における仮設建築物の設置

⑶　指定建造物の防災施設の設置、変更、廃止又は一時的な使用の中止

⑷　指定建造物又は指定美術工芸品等の所在する敷地内の土地又は建築物の使用で、駐車場、飲食店、下宿その他の消防長が定める用途によるもの又は当該使用の廃止

【予防規則】

（文化財の公開等の届出）

第１７条　条例第５９条の２第１項第４号の規定による用途の指定は、告示して行うものとする。

２　条例第５９条の２第１項の規定による指定美術工芸品等の公開等の届出は、同項第１号から第３号までに係る届出にあっては実施する日の５日前までに、同項第４号に係る届出にあっては実施する日の７日前までに、行う行為に応じ、次に掲げる届出書により行うものとする。

⑴　指定美術工芸品等公開届出書（第１５号様式）

⑵　指定建造物工事等届出書（第１５号様式の２）

⑶　指定建造物防災施設設置等届出書（第１５号様式の３）

⑷　指定建造物等使用・使用の廃止届出書（第１５号様式の４）

【告示】

○指定建造物、指定美術工芸品等の所在する敷地内の土地、建築物の使用、廃止届出を要する用途指定

（制　　定　昭和４８年１２月２７日 京都市消防局告示第５号）

（最終改正　令和　４年　６月３０日 京都市消防局告示第５号）

京都市火災予防条例第５９条の２第１項第４号の規定に基づき、指定建造物または指定美術工芸品等の所在する敷地内の土地または建築物の使用または使用の廃止について届出を要する用途を、昭和４９年１月１日から次のとおり指定します。

１　集会場

２　料理店または飲食店

３　物品販売業を営む店舗または展示場

４　旅館または宿泊所

５　寄宿舎、下宿または共同住宅

６　老人福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの

７　幼稚園

８　各種学校

９　作業場

10　自動車車庫または駐車場（自家用および参拝者専用のものを除く。）

11　倉庫

12　塾等定期的なけいこ場

【解釈及び運用】

本条は、文化財の火災予防上、所在する場所を変えて指定美術工芸品等を公開するなどの行為をしようとする者に対して、届出を義務付けたものである。

１　第２号

「**大規模な修繕**」とは、建築基準法第２条第１項第１４号に規定する修繕をいう。

「**その周囲**」とは、原則として建造物の軒先からおおむね10m以内（敷地外の部分を除く。）をいうほか、文化財の建造物の屋根が可燃性である場合等、消防長が火災の予防上必要と認める敷地内の区域とする。

２　第３号

「**防災施設**」とは、政令第７条に規定する消防用設備等のほか、次に掲げるものをいう。

⑴　放水銃設備

⑵　ドレンチャー設備

⑶　消防道路

⑷　避雷設備

⑸　収蔵庫

⑹　火災通報装置

３　第４号

「**消防長が定める用途**」とは、昭和４８年１２月２７日付け京都市消防局告示第５号「指定建造物、指定美術工芸品等の所在する敷地内の土地、建築物の使用、廃止届出を要する用途指定」で指定する用途をいう。

（タンク等の検査）

第６０条　消防長は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンク又はこれに設置する安全装置を製造し、販売し、又は使用する者から申出があったときは、当該タンクの水張検査若しくは水圧検査又は当該安全装置の機能検査を行うものとする。

【予防規則】

（タンク等の検査）

第１８条　条例第６０条の規定によるタンク又は安全装置の検査を受けようとする者は、タンク等検査申出書（第１６号様式）を局長に提出しなければならない。

２　局長は、前項の申出があったときは、検査を行う日時、場所その他必要と認める事項を申出者に通知するものとする。

３　局長は、第１項の検査の結果、タンク又は安全装置が条例第４章に規定する基準に適合していると認めたときは、タンクにあってはタンク検査済証（第１６号様式の２）を、安全装置にあっては安全装置検査済証（第１７号様式）を交付するものとする。

【解釈及び運用】

少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの水張検査若しくは水圧検査又はこれに設置する安全装置の機能検査について、これらを製造し、販売し、又は使用する者から申出により消防長が当該検査を行うことを定めたものである。

（消防法等に違反する防火対象物の公表）

第６１条　消防長は、防火対象物の消防用設備等について、法、これに基づく命令又はこの条例の規定に違反していると認める場合において、当該違反が別に定めるものであるときは、その旨を公表することができる。

２　消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者で権原を有する者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該防火対象物の関係者で権原を有する者を確知することができないときは、この限りでない。

【予防規則】

（公表する違反の内容）

第１８条の２　条例第６１条第１項に規定する別に定める違反は、令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⒃項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が、法第１７条第１項に基づく令第１１条、第１２条若しくは第２１条で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例第３８条、第３９条若しくは第４１条で定める技術上の基準に従って設置されていないものとする。

【解釈及び運用】

１　制定主旨

本条は、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に当該防火対象物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

２　命令を行った場合の公示との違い

違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、その対象物等に関する命令内容を公示することになるが、命令に係る公示に至るまでには相当な時間を要することから、その間、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況となる。

このため、違反処理とは別の情報公開制度の一環として、早期に違反を公表するため本条を規定したものである。

３　意見を述べる機会について（第２項）

本条に基づく違反の公表は、情報公開制度の一環として、当局が有する防火対象物の危険性に係る情報を利用者等に公表するものであることから、京都市行政手続条例上、公表の対象となる防火対象物の関係者に対する不利益処分には該当しない。

このため、消防長に京都市行政手続条例上の不利益処分に対する事前手続（弁明の機会の付与、聴聞）を行う義務は生じないが、防火対象物の関係者に結果的には不利益な影響を与える可能性があることから、事実確認等を適切に行うため、事前に意見を述べる機会を与えることを規定したものである。（意見については書面で述べるものとする。）

なお、情報公開であることから、防火対象物の関係者の是正意思、是正に向けた取組等の意見は、公表するか否かの判断には関係なく、違反の事実に係る意見のみが対象となるものである。

４　公表の対象となる法令違反の内容（規則第１８条の２）

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が、法第１７条第１項に基づく令第１１条、第１２条若しくは第２１条で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例第３８条、第３９条若しくは第４１条で定める技術上の基準に従って設置されていないものが公表の対象となる違反である。「**設置されていないもの**」とは、それぞれの設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。

（委任）

第６２条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第８章　罰則

第６３条　次の各号の一に該当する者は、３００，０００円以下の罰金に処する。

⑴　第３１条の規定に違反して指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者

⑵　第３２条から第３２条の７までの規定に違反した者

⑶　第３４条又は第３５条の規定に違反した者

⑷　第５４条の１１第２項の規定に違反して届出をしなかった者

【解釈及び運用】

１　本条第１号から第３号までは、第３１条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第３２条から第３２条の７（指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物）、第３４条（可燃性液体類等）又は第３５条（綿花類等）の規定に違反した者に対する罰則を規定している。

２　本条第４号は、第５４条の１１第１項の規定による計画が、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであることから、同条第２項の規定に違反して当該計画の届出をしなかった者に対する罰則を規定している。

第６４条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

【解釈及び運用】

1　本条は、第６３条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。

2　行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。

　したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業者の違反行為について、業務主たる法人又は人を処罰する規定を設けている。

3　「**人の代理人**」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。

京都市火災予防条例運用基準

平成１３年　５月改正
平成１７年　２月改正
平成２０年　２月改正
平成２４年　３月改正
平成２５年　３月改正
平成２６年　３月改正
平成２６年１０月改正
平成３０年　４月改正
令和３年　　３月改正
令和５年　　３月改正
令和６年　　３月改正
令和６年　　９月改正
令和７年　　３月改正

発行　京都市消防局予防部